

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画 (令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)

令和3(2021)年3月

第1章 はじめに11 計画策定の趣旨12 計画の性格33 計画期間34 計画の対象区域35 計画の対象36 ギャンブル等依存症とついて4(1) ギャンブル等依存症と関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状6(1) ギャンブル等の旅設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23(1) 国の取組23
2 計画の性格33 計画期間34 計画の対象区域35 計画の対象36 ギャンブル等依存症とついて4(1) ギャンブル等依存症とは (2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状6(1) ギャンブル等の旅況6(1) ギャンブル等の施設数の状況 (2) 市場規模 (3) ギャンブル等の参加状況8(3) ギャンブル等の参加状況 (4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況 (5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値 (6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況14(5) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
3 計画期間34 計画の対象区域35 計画の対象36 ギャンブル等依存症について4(1) ギャンブル等依存症とは (2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況 (2) 市場規模 (3) ギャンブル等の参加状況8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況 (5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値 (6) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値 (6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
4 計画の対象区域35 計画の対象36 ギャンブル等依存症について4(1) ギャンブル等依存症とは4(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
5 計画の対象36 ギャンブル等依存症について4(1) ギャンブル等依存症とは4(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
6ギャンブル等依存症について4(1) ギャンブル等依存症とは4(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(1) ギャンブル等依存症とは4(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題5第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状61 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
1 ギャンブル等の状況6(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(1) ギャンブル等の施設数の状況6(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(2) 市場規模8(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(3) ギャンブル等の参加状況9(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況14(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況 14 (5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値 15 (6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況 16 2 国・県のこれまでの取組 23
(5)ギャンブル等依存症が疑われる人の推計値15(6)ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況162 国・県のこれまでの取組23
2 国・県のこれまでの取組 23
(1)国の取組 23
(2) 県の取組 24
第3章 取組みの方向性 30
1 計画の基本理念 30
2 計画の基本方針 31
3 計画を進めるためにあたっての考え方 33
4 全体目標 33
第4章 施策展開 36
1 発症の防止 36
(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 37
ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進 37
イ 特に若年層を対象とした発症の防止 39
ウ 関係機関との連携体制の強化 42
(2) こころの健康づくり 43
ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 43
イ 地域におけるこころの健康づくりの推進 44
ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進 46
(3) ギャンブル等の不適切な誘引防止 49
ア 事業者等への配慮要請 49
イ 関係機関との連携体制の強化 56
2 進行の防止 57
(1) 相談支援体制の充実・強化 58
ア 相談支援体制の強化 58
イ 相談支援対応の人材育成 61
ウ 家族等に対する支援の充実 63
エ 職域における支援の促進 64

目次	ページ
(2) 治療支援体制の充実	65
ア 医療提供体制の充実	65
イ 医療の質の向上	66
ウ 関係機関との連携体制の強化	67
3 回復及び再発防止に向けた支援	69
(1) 社会復帰支援	70
ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止	70
イ 就労及び復職支援	72
ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	74
エ 支援者の人材育成	76
オ 関係機関との連携体制の強化	78
(2) 民間支援団体等の活動支援	79
ア 民間支援団体の周知	79
イ 民間支援団体に対する支援のあり方検討	80
4 基盤整備	82
(1) 包括的な連携協力体制の整備	83
ア 包括的な連携協力体制の構築	83
(2) 人材の確保	85
ア 人材の確保	85
(3) 調査研究の推進等	87
ア 調査研究の推進等	87
第5章 推進体制及び進行管理	89
1 推進体制	89
2 進行管理	89
3 計画の目標値等	90
資料編	

計画において引用する各種統計・調査データは、令和3年3月末現在で確定・ 公表されている最新のデータを使用しています。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「ギャンブル等(※1)」については、多くの方が健全に楽しんでいる一方で、それにのめり込むことにより依存症となり、本人及びその家族等の日常生活や社会生活に支障が生じる場合があります。

また、そうした状況の悪化により、多重債務、家庭内暴力、自殺、犯罪等重大な社会問題を引き起こすこともあることから、「ギャンブル等依存症(※2)」の問題は個人の問題ではなく、社会全体で捉えるべき問題であると言えます。

一方で、ギャンブル等依存症は、「誰でもなる可能性がある病気」であるにもかかわらず、病気と捉えられず、個人の性格等の問題とされるなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識が未だ多くの人に理解されているとは言えない状況にあります。

また、ギャンブル等依存症は、適切な支援や治療を受けることにより回復 等が十分可能であるにもかかわらず、正しい知識の不足から早期発見・早期 治療につながっていない状況があることや、相談・治療・回復支援の連携が 十分とは言えないため、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が必要な支 援や治療を受けられていない状況もあります。

こうした状況を受け、国では、平成30(2018)年10月に、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進し、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的として「ギャンブル等依存症対策基本法(以下「基本法」という。)」を施行し、平成31(2019)年4月に、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定しました。

基本法第13条では、「基本計画」を基本とし、都道府県の実情に応じた「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(以下「県計画」という。)」の策定が努力規程とされており、本県においても、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定します。

^{※1} 本計画における「ギャンブル等」とは、法律の定めるところにより行われる公営 競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋に係る遊技 その他の射幸(偶然に得られる成功や利益を当てにすること)行為をいう。

^{※2} 本計画における「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態のことをいう。

県では、今後、この計画に基づき、県民、事業者、行政、相談・治療・回復支援の関係機関等と連携し、発症・進行・再発防止及び回復支援と切れ目ない支援の充実を図り、県民の皆様が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

なお、平成27 (2015) 年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」略称 (SDGs(※1)) が掲げられており、SDGsの17の目標には「すべての人に健康と福祉を」等が含まれ、その理念は本計画とも共通するため、今後、この趣旨も踏まえてギャンブル等依存症対策に取り組んでいきます。

※1 SDGs(エスディージーズ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))

平成27 (2015) 年9月ニューヨークの国連本部において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17のゴール(目標)と169のターゲットから成る。日本政府も平成28(2016)年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同年12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」している。

<SDGs (世界を変えるための17の目標) >





- 1. 貧困をなくそう
- 2. 飢餓をゼロ
- 3. すべての人に健康と福祉を
- 4. 質の高い教育をみんなに
- 5. ジェンダー平等を実現しよう
- 6. 安全な水とトイレを世界中に
- 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 12. つくる責任 つかう責任
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう
- 15. 陸の豊かさも守ろう
- 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナーシップで目標を達成しよう

: 本計画と関連する目標

2 計画の性格

(1) 位置づけ

基本法第 13 条に基づく、本県のギャンブル等依存症対策の総合的な推進を図るための県計画です。

(2) 関連計画との整合

県が策定した次の計画等とも整合を図り、取組を進めていきます。

- ・ 神奈川医療のグランドデザイン
- 神奈川県保健医療計画
- かながわ健康プラン 21
- ・ 神奈川県アルコール健康障害対策推進計画
- 神奈川県再犯防止推進計画
- 神奈川県障がい福祉計画
- ・ かながわ障がい者計画
- 神奈川県地域福祉支援計画
- ・ かながわ青少年育成・支援指針
- ・ かながわ自殺対策計画

3 計画期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

4 計画の対象区域

対象区域は、県内全市町村とします。

5 計画の対象

計画の対象は、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等だけではなく、 すべての県民を対象とします。

6 ギャンブル等依存症について

(1) ギャンブル等依存症とは

依存症とは、アルコールや薬物等、特定の物資を摂取することや、ギャンブル等やゲーム、インターネットなど特定の行動に、過度にのめり込み心身への問題や社会生活への支障が生じることをいいます。

また、依存症は、特定の物質の摂取や行為を繰り返し行うことで脳の回路が変化(※1)して、自分の意思でコントロールすることができなくなり、やめたくてもやめられなくなる病気で、慢性疾患と言われており、回復のためには、継続的な治療や支援が必要です。

なお、「ギャンブル等依存症」も、医学的には、「病的賭博 (F63.0) (※2)」と呼ばれる精神疾患です。

さらに、依存症には、大きく分けて、アルコールや薬物等特定の物質を過剰摂取してしまう「物質依存」とギャンブル等やゲーム、インターネットなど特定の行為や過程に必要以上にのめりこんでしまう「行動嗜癖(プロセスの依存)」の2つの種類があります。ギャンブル等依存症等の「行動嗜癖」は、ストレスなど心理的な要因や、その行為を行いやすい等環境的な要因、家庭環境等の要因が関わると言われており、誰でもなる可能性があり、開始年齢が低いほど、陥りやすい傾向があります。

加えて、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われ、本人が病気としての自覚を持つことが少ないため、相談や治療など必要な支援につながりにくいという特徴もあります。

本計画では、基本法上の定義による「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」を「ギャンブル等依存症」とし、対策を進めます。

- ※1 アルコールや薬物等の依存物質を摂取したり、ギャンブル等を行うことで脳内にドーパミンという物質が放出され、中枢神経が興奮して快感や多幸感を得て、これを「報酬」と認識すると、その報酬を求める脳の回路ができあがり、これが繰り返されることにより、脳が刺激に慣れ、さらに強い刺激を求めていくようになるとともに、脳の思考や創造性を担う部位(前頭前野)の機能が低下して、自分の意思でコントロールすることができなくなり、やめたくてもやめられなくなる。これが依存症のメカニズム。
- ※2 世界保健機構(WHO)の国際疾病分類ICD-10では、「病的賭博(F63.0)」と記述されている。なお、WHOは、ICD-10を改訂し、ICD-11を発表している。ICD-11では、「Gambling disorder」と表記されており、今後、日本語版が適用されると、ギャンブル症(障害)となる見込みである。

「病的賭博(F63.0 Pathological gambling)」の診断ガイドライン(一部抜粋)

- (a) 持続的に繰り返される賭博
- (b) 貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利 な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばし増強する。

(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題

「ギャンブル等依存症」は本人だけでなく、その家族等の生活にも支障を 生じさせ、以下のような問題にもつながる可能性があることから、早期の対 応が重要です。

ア 多重債務

賭金を確保するために複数の金融機関等から借金を重ね、返済が困難 になる場合があります。

イ 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

ウ 家庭内暴力

ギャンブル等での負けが続いたり、さらにギャンブル等を行いたい欲求にかられることにより、些細なことで怒るようになり、子どもや配偶者等、家庭内での暴力に及ぶ場合があります。

工 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪を犯す場合があります。 また、ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為を 行う場合があります。

才 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題が解決できなくなり、 精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状

1 ギャンブル等の状況

(1) ギャンブル等の施設数の状況

令和元(2019)年における県内にあるギャンブル等の施設は以下のとおりであり、県内の公営競技場は競馬が1施設、競輪が3施設ですが、公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)については、電話やインターネットによる投票が可能であることから、競技場に出向かなくても公営競技への参加は可能となっています。

一方、ぱちんこ・パチスロは、ぱちんこ店に行く必要がありますが、店舗数は県内で518か所あり、身近で通いやすい状況にあります。

【県内及び全国のギャンブル等施設数の状況】

	中央競馬及 び地方競馬	競輪場	オートレース	モーターボート 競走	遊技場 店舗数
本県	1場	3場	〇場	〇場	518 店舗
全国	25 場	43 場	5場	24 場	9, 639 店舗
〈参考〉東京	2場	2場	0場	3場	794 店舗
埼玉	1 場	2場	1場	1場	475 店舗
千葉	2場	2場	0場	0場	404 店舗
愛知	2場	2場	0場	2場	524 店舗
大阪	0場	1場	0場	1場	712 店舗

(出典:全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ)

※ 公営競技:令和元 (2019) 年9月末時点、遊技場:令和元 (2019) 年12月末時点

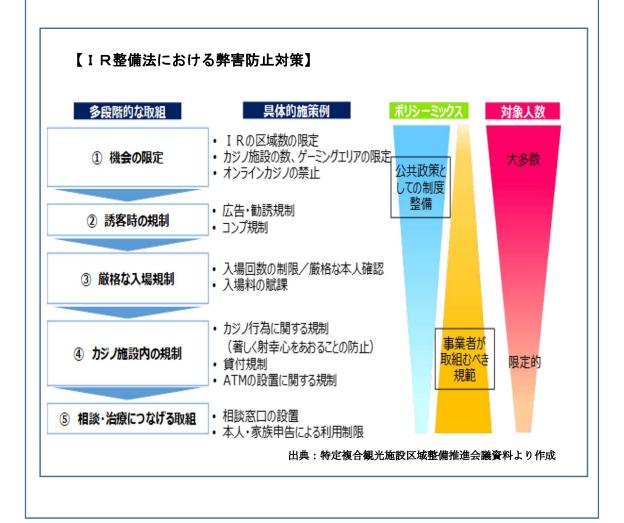
【参考】統合型リゾート施設(IR)の横浜市誘致の動き

平成 28(2016)年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(以下「IR整備法」という。)に基づき、国では、国内に3つの区域に統合型リゾート施設(IR)を設置することとし、横浜市では、これを受け、令和元(2019)年8月にIR誘致を表明しています。

IRは、国際会議場施設、展示施設、我が国の伝統・文化・芸術等を生かした公園等による観光の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等の観光振興に寄与する施設とカジノ施設から構成される一群の施設であり、民間事業者により一体として設置・運営されるものです。

今後、横浜市では国の基本方針等を踏まえ、横浜IRの実施方針を策定・公表し、事業者を公募し決定したうえで、区域整備計画を策定し、国へ申請を行うとしており、また、国が横浜市をIRの3つの区域の1つとして認めた場合は、2020年代の後半のIR開業に向けた準備を行うとしています。

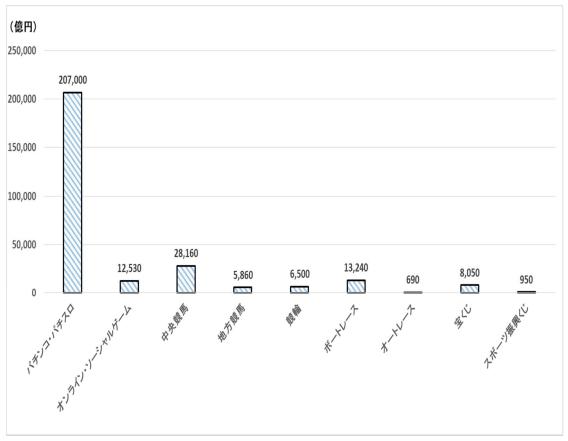
現在、県内にはカジノ施設はありませんが、県としても、今後、IRの動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。



(2) 市場規模

平成 30 (2018) 年の全国のギャンブル等の市場規模の状況を見ると、パチンコ・パチスロの市場規模は 20 兆 7,000 億円となっており、最も多くなっています。

【ギャンブル等の市場規模】



(出典:公益財団法人 日本生産性本部「2019 レジャー白書」)

(3) ギャンブル等の参加状況

ア 競馬 (川崎競馬)

川崎競馬本場及び場外券売所の入場者数は減少しているものの、インターネット投票数の増加により、参加者数と売上額は共に増加傾向にあります。

【川崎競馬における参加者数及び売上額の推移】

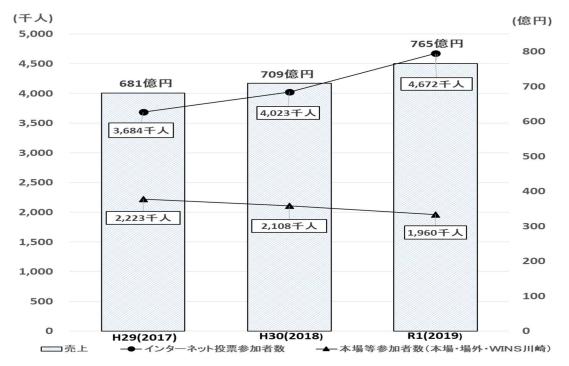
(各年3月末日現在)

種別		平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元(2019)年
	本場	377, 526	357, 660	371, 448
	場外券売所	613, 493	575, 860	547, 342
	ウインズ川崎 (※)	1, 232, 051	1, 174, 108	1, 041, 676
参加者	入場者数 計①	2, 223, 070	2, 107, 628	1, 960, 466
(人)	インターネット 投票②	3, 684, 407	4, 023, 285	4, 672, 028
	参加者数合計 (人) (①+②)	5, 907, 477	6, 130, 913	6, 632, 494
売_	上額(円)	68, 089, 092, 880	70, 853, 408, 030	76, 526, 917, 600

(県川崎競馬組合ホームページ及び提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

※ 川崎競馬場内が土日に営業する、JRAの場外馬券場

【川崎競馬場における参加者数及び売上額の推移】



(県川崎競馬組合提供資料及びホームページに基づき、県がん・疾病対策課作成)

イ 競輪 (川崎競輪、平塚競輪、小田原競輪)

県内の競輪場(川崎、平塚、小田原)の本場及び場外券売所での利用 者は減少傾向にありますが、売上は横ばいとなっています。要因として は、インターネット投票の普及が考えられます。

【県内競輪場における参加者の推移】

		種別	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元(2019)年
	Л	本場	127, 909	115, 326	93, 150
	競競	場外券売所	518, 328	491, 950	441, 019
	輪	合計	646, 237	607, 276	534, 169
参	平	 本場	148, 786	147, 113	111, 777
加土	塚競	場外券売所	453, 097	426, 133	369, 940
者数	輪	合計	601, 883	573, 246	481, 717
	小	本場	81, 763	76, 677	63, 918
人	田田	場外券売所	884, 257	837, 692	782, 542
	原競	インター ネット	643, 559	756, 125	1, 055, 567
	輪	合計	1, 609, 579	1, 670, 494	1, 902, 027
		総計	2, 857, 699	2, 851, 016	2, 917, 913

※ 川崎競輪及び平塚競輪のインターネット投票者数は不明

(川崎競輪場、平塚競輪場、小田原競輪場提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

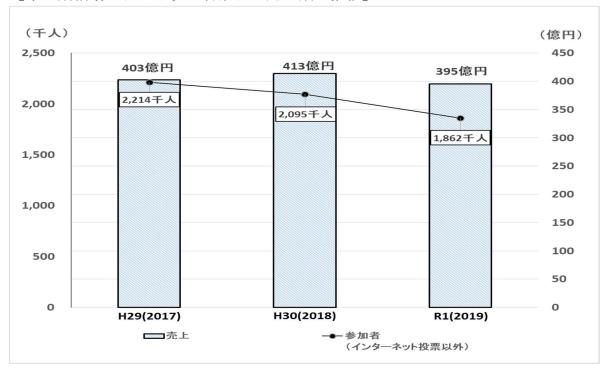
【県内競輪(川崎・平塚・小田原)における売上の推移】

(各年3月末日現在)

種別	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018) 年	令和元(2019)年
本場(場外含む)(千円)	25, 572, 137	23, 483, 978	20, 456, 206
インターネット等 (千円)	14, 694, 127	17, 863, 558	19, 072, 555
総売上額(千円)	40, 266, 264	41, 347, 536	39, 528, 761

出典:川崎競輪場、平塚競輪場、小田原競輪場提供資料

【県内競輪場における参加者数及び売上額の推移】



(川崎競輪、平塚競輪及び小田原競輪提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

ウ ぱちんこ、パチスロ

(7) 遊技場店舗数及び遊技機設置台数

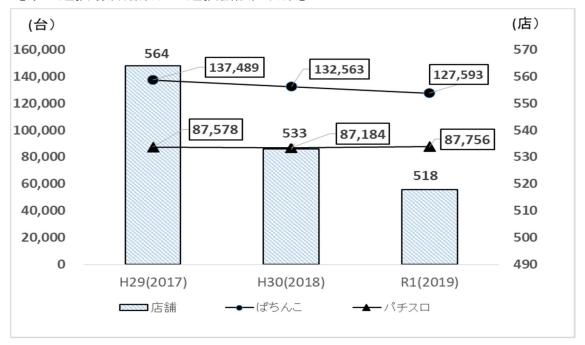
令和元(2019)年の神奈川県内の遊技場(ぱちんこ・パチスロ)は518店舗であり、近年減少傾向にあります。また、ぱちんこ遊技機の設置台数は127,593台、パチスロ(回胴式遊技機)の設置台数は87,756台となっており、店舗数及びぱちんこ遊技機の設置台数が減少傾向にあるのに対して、パチスロ(回胴式遊技機)の設置台数は増加傾向となっています。

また、令和元(2019)年の本県の店舗数及び遊技機設置台数を18歳以上の人口10万人対(※1)で全国平均(※2)と比較すると、人口10万人対の店舗数は、全国が8.96店舗に対して6.65店舗であり、ぱちんこ遊技機は全国が2,377台に対して1,638台、パチスロ(回胴式遊技機)は全国が1,522台に対して1,127台と、本県は全国と比較していずれも少ない状況です。

- ※1 令和元(2019)年12月31日現在(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ)の 県内の遊技場店舗数及び遊技機の設置台数に、令和2(2020)年1月1日現在(県統計) の18歳以上の人口を除し、100,000を乗じて算出。
 - 果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出
- ※2 令和元(2019)年12月31日現在(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ)の 全国の遊技場店舗数及び遊技機の設置台数に、令和元(2019)年10月1日現在(総務省 統計)の18歳以上の人口を除し、100,000を乗じて算出。

【県内遊技場店舗数及び遊技機設置台数】

(各年12月末日時点)



(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページに基づき、県がん・疾病対策課作成)

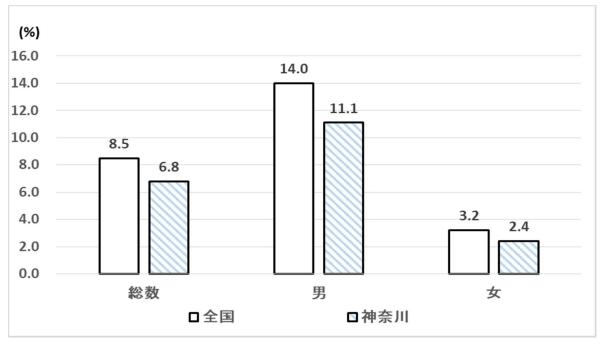
(化) 行動者率

平成 28 (2016) 年度に総務省が実施した「社会生活基本調査」によると、本県において過去1年間に1回以上「ぱちんこ」を行った人の割合(以下、行動者率)は、総数が全国8.5%、本県6.8%、男性の行動者率が全国14.0%、本県11.1%、女性の行動者率が全国3.2%、本県2.4%と、いずれも全国より低い水準にあります。

また、本県の行動者率を年代別に比較すると、 $25\sim34$ 歳が 9.8% と最も高く、次いで $35\sim44$ 歳が 9.7%, $45\sim54$ 歳が 8.6%となっています。

【全国及び本県の行動者率】

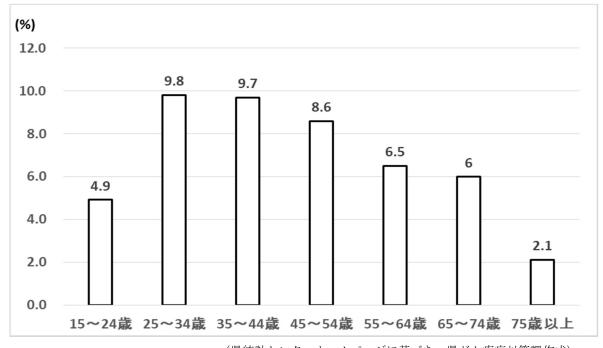
(平成28年10月20日時点)



(総務省総計局ホームページ及び県統計センターホームページに基づき、県がん疾病対策課作成)

【本県の年代別の行動者率】

(平成28年10月20日時点)



(県統計センターホームページに基づき、県がん疾病対策課作成)

(4) 「娯楽と生活習慣に関する調査」から見る本県のギャンブル等の参加状況

本県では、県民のギャンブル等への参加状況や傾向等を把握するため、令和元(2019)年度に「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。この調査は、平成29(2017)年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が実施した全国調査(※1)の内容を基本とし、ギャンブル等への参加の有無に関係なく、18歳~75歳未満の県民(横浜市民を除く)6,750人を対象として行いました。

なお、横浜市においても、令和元(2019)年度に市民 3,000 人を対象に同様の趣旨の調査を実施しており、両方の調査結果から、県民のギャンブル等の参加状況等を把握することとしました。

【「娯楽と生活習慣に関する調査」の概要】

項目	県実施調査	横浜市実施調査	
調査対象	県内 (横浜市を除く) に居住する	横浜市に居住する 18~74 歳の方	
则且 .	18~74歳の方 6,750人	3,000 人	
 調査期間	│ │ 令和 2 (2020) 年 2 ~ 3 月	令和元(2019)年 12月	
神鱼 柳	行作 2 (2020) 中 2 / 0 3 月	~令和 2 (2020)年 3 月	
抽出方法	 住民基本台帳からの無作為抽出 	住民基本台帳からの無作為抽出	
調査方法	郵送による調査	面接による調査	
回収数 (回収率)	2,687 名 (39.8%) ※有効回答数 2,257 名	1, 263 名(42.1%)	

[※] 有効回答数は、総回収 2,687 名のうち、性別、年齢、SOGS (過去 1 年以内、生涯) の質問に すべて回答された方の人数

※1 国の全国調査は、平成 29 (2017) 年 $5 \sim 9$ 月に無作為抽出した $20 \sim 75$ 歳未満の国民 1 万人を対象に実施したもので、主に SOGS 質問票についての質問を行ったもの。

なお、SOGS とは、サウスオークス・ギャンブリング・スクリーン(South Oaks Gambling Screen)の略で、アメリカのサウスオークス財団がギャンブル等依存症の診断のために開発した質問票で、12項目(合計 20点)について質問し、5点以上だとギャンブル等依存症またはその疑いがある人とされる。

(5) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数

平成 29(2017)年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が、全国の成人の方から抽出して実施した国の調査によれば、全国では、ギャンブル等依存症が疑われる人は、これまでの生涯を通じて該当する人が成人の3.6%で約320万人、過去1年以内に該当する人が成人の0.8%で約70万人と報告されています。また、過去1年以内に該当する人のうち、ぱちんこ等に最も多くお金を使った人は成人の0.7%と報告されています。

一方、県と横浜市では、ギャンブル等依存症の実態を把握するため、国の 実態調査を基に、18~74歳(※1)から抽出して、令和元(2019)年度に「娯楽 と生活習慣に関する調査」を行いました。

なお、実施にあたっては、横浜市は横浜市民を対象として、また、県は横 浜市域を除く県民を対象として実施しました。

県の調査結果では、ギャンブル等依存症が疑われる人については、これまでの生涯を通じて該当する人が 18 歳以上の 4.9%、過去1年以内に該当する人が 18 歳以上の 0.8%、さらに過去1年以内に該当する人のうち、ぱちんこ等に最も多くお金を使った人は 18 歳以上の 0.7%という結果になりました。

また、横浜市の調査結果では、ギャンブル等依存症が疑われる人について、これまでの生涯を通じて該当する人が 18 歳以上の 2.2%、過去1年以内に該当する人が 18 歳以上の 0.5%、さらに過去1年以内に該当する人のうち、ぱちんこ等に最も多くお金を使った人は 18 歳以上の 0.2%という結果になりました。

これら県と横浜市が行った調査結果を基に、本県のギャンブル等依存症が 疑われる人の数を推計すると、次ページ記載のとおりとなり、本県は「これ までの生涯を通じてギャンブル等依存症が疑われる人」の数は全国平均(国 調査結果)と比較して多いものの、過去1年の状況は全国平均と比較して少 ない状況にあることが言えます。

しかし、相当数の方がギャンブル等依存症の疑いがあることが想定される ことから対策をしっかりと進めていく必要があります。

^{※1} 国の調査対象は 20~74 歳を対象としていますが、パチンコは 18 歳以上が利 用可能なことから、県と横浜市の調査では、18 歳以上を対象として実施しまし た。

【本県のギャンブル等依存症が疑われる人の推計値】

	県・横浜市調査による推計		<参考> 国調査による推計	
	18 歳以上(※1)	20 歳以上(※2)	18 歳以上(※3)	20 歳以上(※4)
過去1年以内に 該当する人	約5万2千人	約5万1千人	約6万3千人	約6万人
うちパチンコ・パ チスロに最もお金 を使った人	約3万8千人	約3万7千人	約5万4千人	約5万3千人
これまでの生涯を 通じて該当する人	約29万5千人	約28万8千人	約 28 万人	約27万3千人

- ※1 令和 2(2020)年1月1日現在(県年齢別人口統計)の18歳以上の人口に県、横浜市の調査結果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出
- ※2 令和 2(2020)年1月1日現在(県年齢別人口統計)の20歳以上の人口に県、横浜市の調査結果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出 (国調査の対象年齢が20歳以上のため、比較するために算出)
- ※3 令和 2(2020)年 1 月 1 日現在(県年齢別人口統計)の 18 歳以上の人口に国調査結果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出 (県、横浜市の調査の対象年齢が 18 歳以上のため、比較するために算出)
- ※4 令和 2(2020)年1月1日現在(県年齢別人口統計)の20歳以上の人口に国調査結果による ギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出

(6) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況

ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺等の問題と密接に関係するものであり、ギャンブル等依存症である者やその家族の日常生活や社会生活に影響を及ぼす可能性があります。

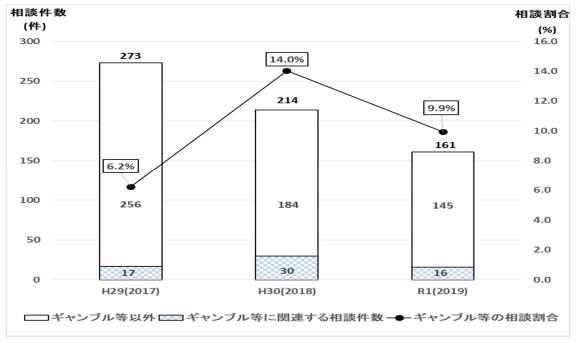
これらの問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することが必要となります。

ア 多重債務の状況

かながわ中央消費生活センターでは生活再建支援相談において多重債務に係る相談を実施しており、令和元(2019)年度の多重債務に係る相談件数は161件で、そのうち16件がギャンブル等をきっかけとしたものであり、多重債務相談件数におけるギャンブル等に関連する内容の割合は、例年10%前後を推移しています。

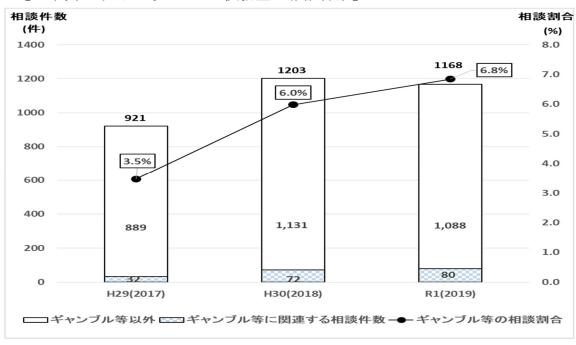
日本貸金業協会においては、債務整理相談を実施しており、相談件数は 横ばいとなっていますが、相談件数におけるギャンブル等が関連するも のについて、増加傾向にあります。

【かながわ中央消費生活センター多重債務相談件数】



(県生活援護課の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

【日本貸金業会に寄せられた債務整理相談件数】



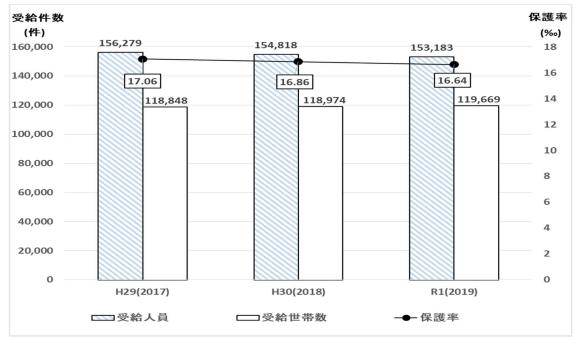
(日本貸金業界神奈川県支部の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

イ 貧困の状況

(7) 生活保護の受給状況

令和元(2019)年度における(令和2(2020)年3月末日時点)生活保護の被保護人員は153,183人、保護世帯数は119,669件及び保護率は16.6%となっており、横ばいで推移しています。

【生活保護受給人員及び受給世帯数】

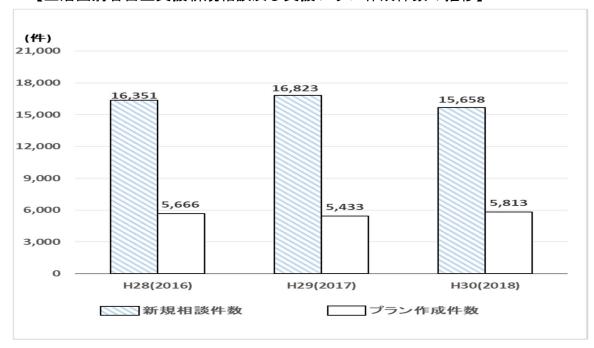


(県ホームページ及び県生活援護課の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

(イ) 生活困窮者自立支援制度

平成27(2015)年4月から、生活困窮者の支援制度が開始され、県及び市に生活全般にわたる困りごとに関する相談窓口が全国に設置されました。県内の平成30(2018)年度の新規相談件数は15,658件で、支援プラン作成件数は5,813件で、横ばいで推移しています。

【生活困窮者自立支援新規相談及び支援プラン作成件数の推移】



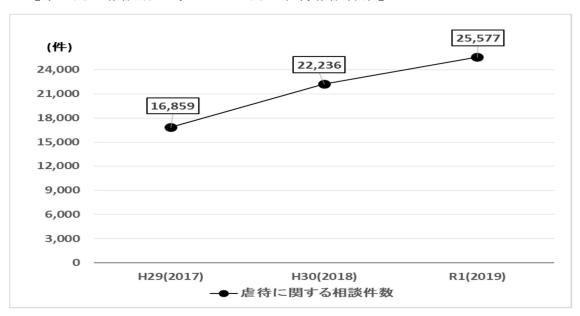
(厚生労働省資料「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」に基づき、県がん・疾病対策課作成)

ウ 家庭内暴力の状況

(7) 児童虐待の相談状況

令和元(2019)年度に県内児童相談所で受け付けた児童虐待に関する相談受付件数は25,577件となっており、増加傾向にあります。

【県内児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数】



(県子ども家庭課及び児童相談所設置市の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

(イ) ドメスティックバイオレンス(DV)の相談状況

本県には、県所管の他、各政令指定都市が設置している配偶者暴力相談支援センターがあり、いずれの相談件数においても増加傾向にあります。

【県内配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数】

(件)

年度		県所管	横浜市	川崎市	相模原市
平成 29 (2017)	年度	4, 874	1, 599	348	953
平成 30 (2018)	年度	5, 291	1, 748	403	971
令和元 (2019)	年度	5, 698	1,806	464	1, 038

※ 横浜市は配偶者暴力相談支援センターのDV 相談専用電話及び面接での相談件数の合計

川崎市は配偶者暴力相談支援センターのDV 相談専用電話での相談件数の合計

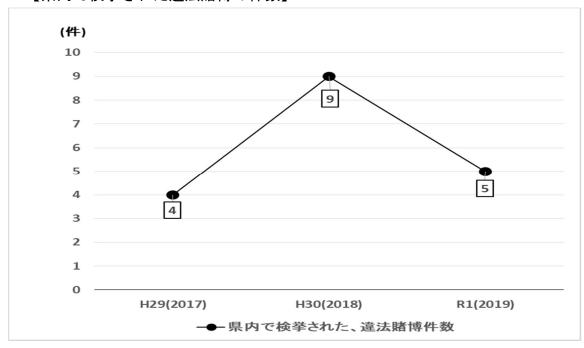
相模原市は配偶者暴力相談支援センターのDV 相談専用電話及び各区の女性相談担当課での相談件数の合計

エ 犯罪の状況

(7) 違法賭博の検挙件数

令和元(2019)年中に県内で摘発された違法賭博 (ゲーム機等使用賭博事犯 (※1)) の検挙件数は5件となっています。

【県内で検挙された違法賭博の件数】



(神奈川県警生活安全総務課の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

オ 自殺の状況

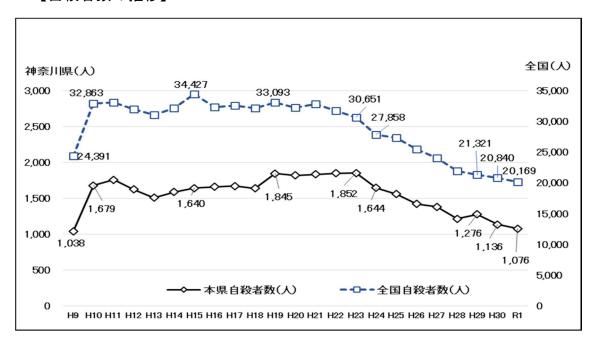
(7) 自殺者の発生状況

令和元 (2019) 年度に全国で発生した自殺の件数は 20,169 件となり、 そのうち、県内で発生した件数は 1,076 件となっています。

県内で発生した自殺で要因原因・動機が明らかなもののうち、個々の要因別にみると、その原因・動機が「健康問題」にあるものが394人で最も多く、次いで「経済・生活問題」(164人)、「家庭問題」(150人)、「勤務問題」(96人)の順となっています。

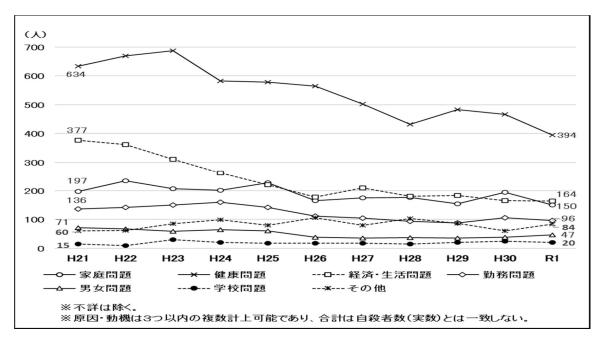
^{※1} スロットマシン,ルーレット等のギャンブル機具を使用した賭博事犯(出典:昭和 51年版 犯罪白書)

【自殺者数の推移】



(出典:神奈川県自殺統計資料)

【要因別自殺者数の推移】

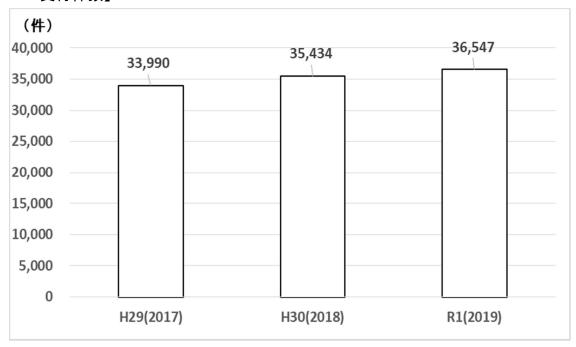


(出典:神奈川県自殺統計資料)

(イ) こころの健康にかかる相談状況

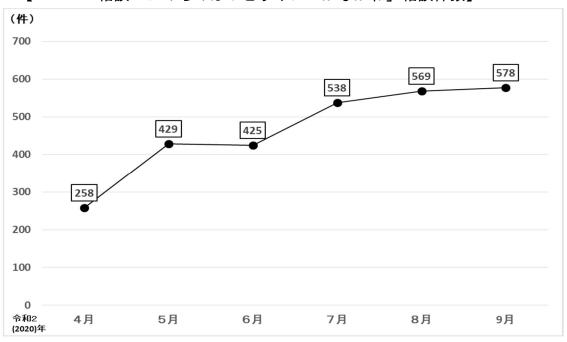
精神保健福祉センター及び保健所設置市においては、こころの健康相談全般を受けつける電話相談を実施しており、令和元(2019)年の相談件数は36,547件で、増加傾向にあります。また、令和2(2020)年度から、県では、こころの健康に関する電話相談にハードルを感じる方向けに、LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」を実施しています。

【精神保健福祉センター及び保健所におけるこころの健康に関する電話相談 受付件数】



(県精神保健福祉センター、政令市及び保健所設置市の提供資料に基づき、県がん・疾病対策課作成)

【LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」相談件数】



(県がん・疾病対策課作成)

2 国・県のこれまでの取組

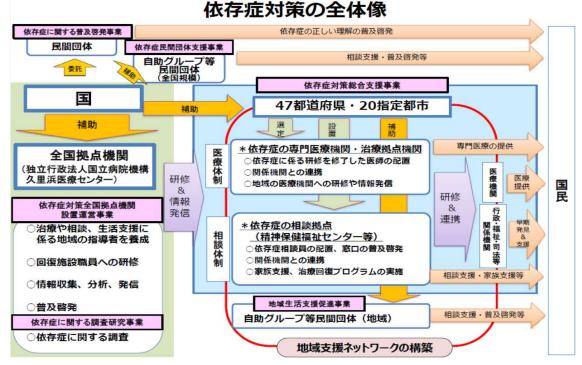
(1) 国の取組

平成 28(2016)年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(以下「IR推進法」という。)の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。」が決議されました。

この附帯決議を受けて、国では「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を設置し、平成29(2017)年3月に「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」をとりまとめ、同年8月に「ギャンブル等依存症対策の強化について」を作成しました。

一方、こうした状況の中、基本法が平成30(2018)年7月に成立し、同年10月に施行されたことから、基本法に基づく推進体制として、官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部が設置したほか、平成31(2019)年4月には基本計画を策定しました。

現在、国では、基本計画に基づき、平成 31(2019)年度から令和 3(2021)年度までの 3年間を取組対象期間として、新たな法的枠組みの下で、ギャンブル等依存症対策を、強力に進めていくものとして、国や関係事業者(公営競技、ぱちんこ)等の具体的な取組を進めています。

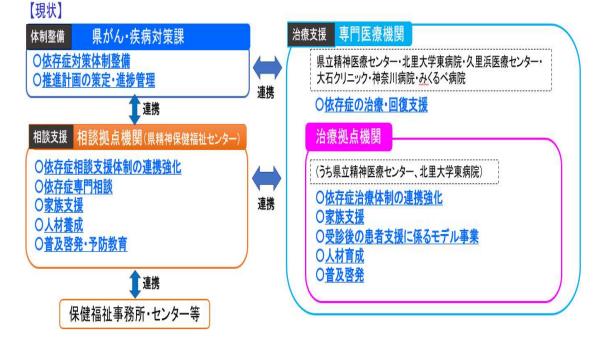


(出典:厚生労働省ホームページ「依存症対策」)

(2) 県の取組

ア 依存症対策の全体像(アルコール、薬物、ギャンブル等の対策を総合的に実施)

県では、国の依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の対策を総合的に進めています。



イ 取組の現状

(7) 普及啓発

県精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び依存症治療拠点機関(※1)等において、セミナーや講演会の開催を実施しています。また、リーフレット・ホームページによる情報提供や、動画の作成等により、広く県民に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口等についての情報提供を実施しています。

^{※1} 依存症専門医療機関の活動実績のとりまとめや依存症に関する取組みの情報発信、医療機関を対象とした依存症の研修の実施など、県における依存症の医療連携体制の拠点となる機関。

(イ) 相談支援体制

県精神保健福祉センターを依存症相談拠点(※)と位置付け、ギャンブル等依存症を含め、アルコールや薬物等と併せて依存症に関する本人や家族等からの相談支援(専門電話相談・面接相談)を行っています。

政令市においても、それぞれの精神保健福祉センターを依存症相談拠点と位置づけ、相談支援を行っているほか、保健福祉事務所・センター及び保健所においても、依存症に関する電話相談等を実施しています。

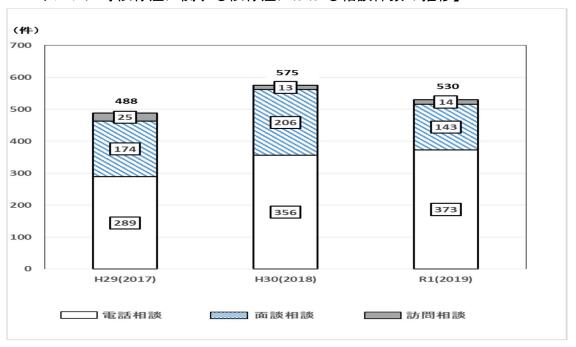
なお、令和元(2019)年度における、精神保健福祉センター、保健福祉 事務所・センター及び保健所で受け付けた依存症に関する相談件数 7,235件の中で、ギャンブル等依存症に係る相談は530件でした。うち 電話相談は373件、来所相談は143件、訪問相談は14件で、経年的に は増加傾向にあります。

また、各相談機関の連携を図るため、県精神保健福祉センターが中心 となって「相談支援機関連携会議」において、情報共有等を行っていま す。

さらに、依存症に関する相談対応向上のため、県精神保健福祉センターや依存症治療拠点機関により、県内医療従事者や行政職員を対象とした研修会を実施しています。

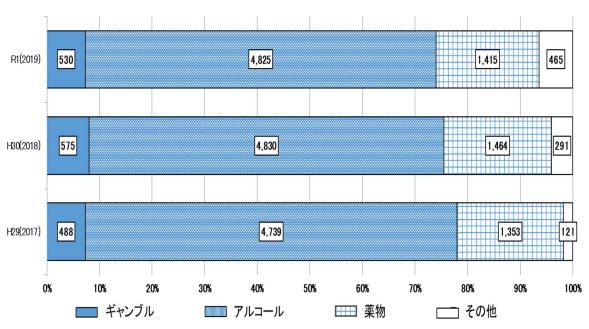
[※] アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する県の相談拠点

【精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び保健所におけるギャンブル等依存症に関する依存症にかかる相談件数の推移】



(県精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター、政令市及び保健所設置市の提供資料に基づき、県 がん・疾病対策課作成)

【精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び保健所における依存症にかかる相談件数(依存症種別)】



県精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター、政令市及び保健所設置市の提供資料に基づき、県 がん・疾病対策課作成)

(ウ) 治療支援体制

令和 2 (2020) 年 10 月 14 日「かながわ医療情報検索サービス」によれば、厚生労働省が公開している「NDB オープンデータ」によると、平成29 (2017) 年度における、県内のギャンブル等依存症外来患者数は558 人となっています。

県内には依存症の診療が可能な医療機関が 208 機関あり、そのうち、 ギャンブル等依存症の治療に対応する機関は 36 機関で、

また、県では、治療支援体制を図るため、依存症専門医療機関 (※1) を 6機関選定しています。(ギャンブル等依存症に対応している依存症 専門医療機関は 4機関)。

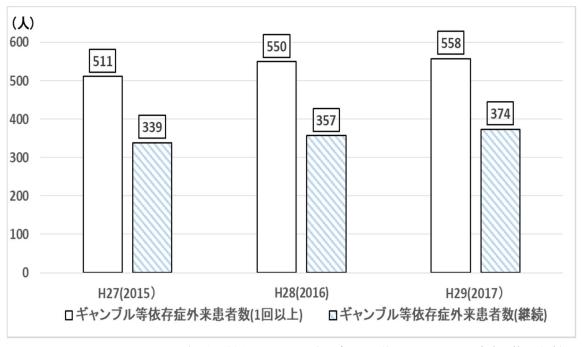
加えて、依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を2機関選定し、ギャンブル等依存症の治療の充実に向けた治療プログラムの実施や、地域医療機関従事者に研修会等を実施するほか、「かながわ依存症ポータルサイト」(※2)による医療機関情報やセミナー等の情報提供を行うほか、依存症専門医療機関や相談拠点機関との連携を図り、切れ目ない支援を進めるため、「依存症治療機関等連携会議」を設け、情報共有等を行っています。

【県内のギャンブル等依存症専門医療機関(◎は依存症治療拠点機関)】

医療機関名	種別	所在地
◎地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	アルコール、薬物、ギャンブル	横浜南部
◎学校法人北里研究所 北里大学病院	アルコール、薬物、ギャンブル	相模原
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	アルコール、ギャンブル	横須賀・ 三浦
医療法人社団祐和会 大石クリニック	アルコール、薬物、ギャンブル	横浜南部
医療法人誠心会 神奈川病院	アルコール	横浜西部
医療法人財団青山会 みくるべ病院	アルコール、薬物	湘南西部

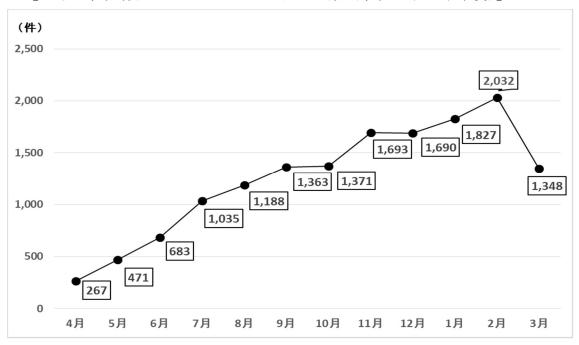
- ※1 依存症に係る所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)に関する専門的な医療を提供できる医療機関
- ※2 県民が、依存症からの回復に重要な役割を果たす自助グループや回復施設等の情報を一元的に知ることができる平成30(2018)年度に開設されたインターネットサイト

【ギャンブル等依存症に関する患者数の推移】



(厚生労働省、NDB オープンデータに基づき、県がん・疾病対策課作成)

【かながわ依存症ポータルサイトサクセス数(令和元(2019)年度)】



(県がん・疾病対策課作成)

(I) 回復支援

依存症の回復には、自助グループや回復支援施設の果たす役割は 重要であり、県全域で、自助グループは1グループ、回復支援施設 は23施設あります。(令和2 (2020) 年8月31日「かながわ依存症 ポータルサイト」より)

県では、これら自助グループや回復支援施設等の情報を周知する ため、「かながわ依存症ポータルサイト」による情報提供を行ってい ます。

また、切れ目ない回復支援体制を強化するために、依存症治療拠点機関における自助グループ等や回復支援施設と連携した「受診後の患者支援に係るモデル事業」や、早期介入と回復継続支援を目的としてミーティング活動や相談支援事業を実施する自助グループや回復支援施設に対して支援を行う「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」を実施しています。

(オ) 基盤整備

県では、県民のギャンブル等依存症に関する意識や、ギャンブル 等への参加の状況を把握し、今後の依存症対策の充実につなげるため、令和元(2019)年度に「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。

また、令和2(2020)年度には、相談機関、医療機関、自助グループ、回復支援施設の支援の実態を把握し、相談・治療・回復支援と切れ目ない支援の充実強化につなげるため、実態調査を実施しました。

現在、これらの調査結果を分析しており、今後は関係機関と連携して、効果的な取組の検討を進め、依存症対策の充実を図っていきます。

第3章 取組みの方向性

1 計画の基本理念

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復支援の切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

ギャンブル等依存症は、条件さえ揃えば誰もがなる可能性がある病気であり、 また、依存症になれば、本人だけでなく、その家族等の生活にも支障が生じるこ とから、誰もが関わる可能性がある問題であると言えます。

そのため、県民誰もがギャンブル等依存症について正しく理解することが大切ですが、未だに、「本人の意思の弱さの問題」、「特定の人がなる」という誤解や偏見が存在しており、自らのこととして捉えられていないことや、本人が自らの依存の状態に気づかないという依存症の病気の特性、また、周囲の誤解や偏見等のため、家族等が悩みを抱え込んでしまう傾向等から、相談や治療等、必要な支援に結び付いていない状況があります。

さらに、ギャンブル等依存症の方が回復し、社会復帰をするためには、周囲の 人の理解や、相談・治療・回復支援の切れ目ない支援も必要です。

このため、県では、広く県民にギャンブル等依存症に関する理解を深めるための普及啓発や発症要因ともなるストレス等に対するメンタルヘルス対策による発症防止に努めるほか、「生きづらさ」や「孤独」を抱えたギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、当事者の目線に立った相談や治療、回復支援等、関係機関が連携した切れ目ない治療や支援の充実を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

加えて、ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題 に密接に関連することに鑑み、対策の推進にあたっては、これらの問題に関する 施策との連携も図っていきます。

2 計画の基本方針

正しい知識の普及とギャンブル等の不適切な誘引防止

ギャンブル等依存症は誰でもなる可能性があり、適切な相談や治療等の支援により回復できる病気であるなど、ギャンブル等依存症に対する正しい知識を広く周知し、県民自ら発症防止に取り組むよう意識の醸成を図ります。

また、ギャンブル等の行為への依存に陥る背景には、ストレスなどの心の問題があると言われています。これは、ニコチン、アルコール、薬物などの物質依存に陥る背景とも共通しており、ギャンブル等やゲームなどにのめり込まないようにするためには、これまで喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育でも行われているように、ストレスに対する適切な対処方法を身に付けることが大切です。

さらに、初めてギャンブル等に接する機会が多い若年層に対し、ギャンブル等に対する理解を深め、自分の依存の状況を知るきっかけづくりとなるための普及啓発を行うほか、事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど、ギャンブル等依存症の発症防止に向けた取組を進めます。

必要な支援につなげる相談支援と治療支援体制の充実

ギャンブル等依存症の進行や再発防止には、早期発見・早期介入が必要であるため、ギャンブル等依存症に関連する諸問題にかかわる様々な相談機関において、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が相談することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。加えて、相談支援拠点を中心として相談機関間の連携を図り、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が、治療や社会復帰等必要な支援につながることができるよう、相談支援体制のネットワーク化等、充実強化に取り組みます。

また、ギャンブル等依存症の本人が適切な治療を受けることができるよう、専門プログラムを行う依存症専門医療機関を選定し、治療支援体制の整備を進めるとともに、依存症治療拠点機関を中心として、専門医療機関や地域の医療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等関係機関との連携を推進します。

切れ目ない回復支援体制の強化

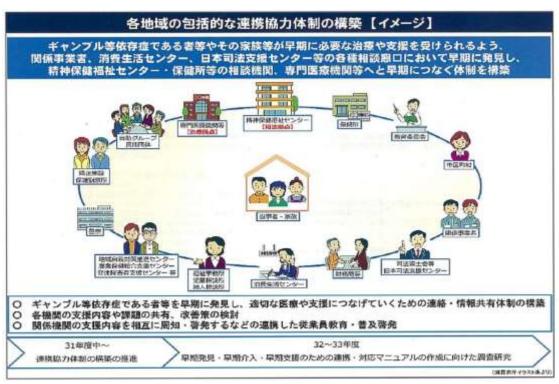
ギャンブル等依存症の本人及び家族等が、日常生活や社会生活を円滑に営む ことができるよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復 帰についての理解を促進するよう取組を進めます。

また、ギャンブル等依存症の回復や社会復帰に向け、本人や家族等の支援に重要な役割を果たしている自助グループや回復支援施設が、相談機関や治療機関等関係機関と連携した切れ目ない支援を行えるよう、回復支援体制の強化を図ります。

連携支援体制の構築と支援の質の向上

行政、事業者、治療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等の民間支援団体のネットワーク化等、ギャンブル等依存症の発症防止から相談、治療、回復支援までの切れ目ない支援体制の構築を進めるほか、支援人材の育成を図り、支援の質の向上を図ります。

また、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等のギャンブル等依存症と密接な関係がある問題や、ギャンブル等依存症の背景となっている問題に関する施策とも有機的な連携を図ります。



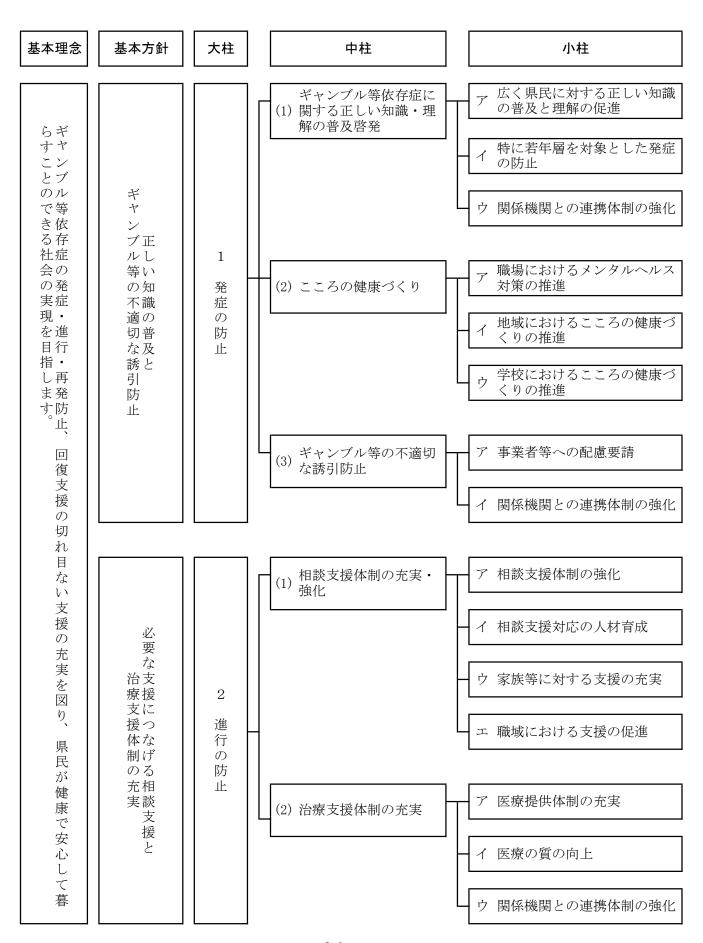
(消費者庁イラスト集より)

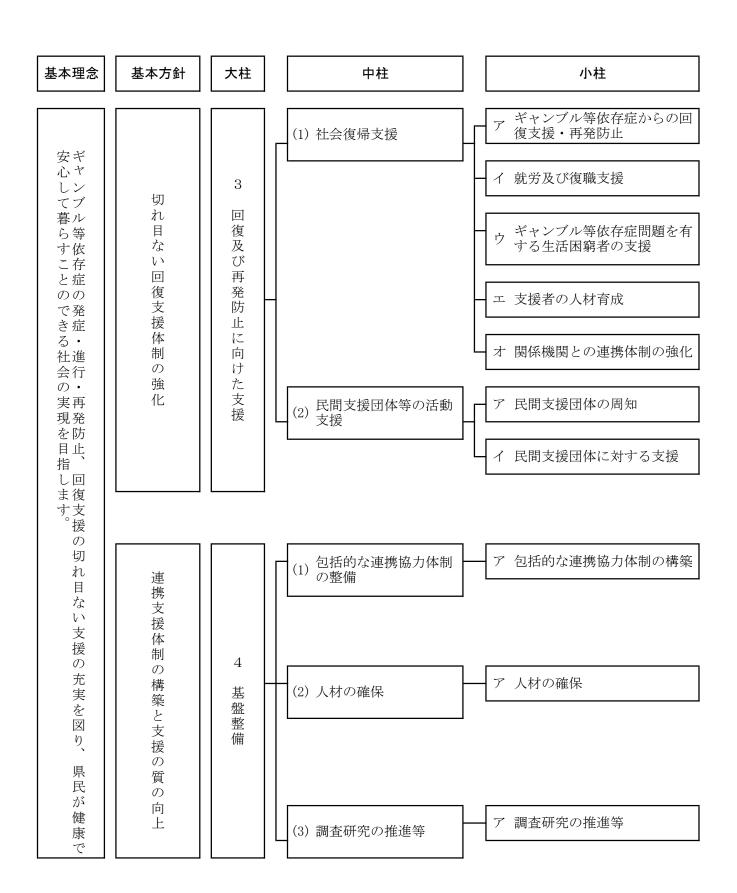
3 計画を進めるにあたっての考え方

- 発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復のための適切な支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的 な連携への配慮
- アルコール、薬物依存症に関する施策との有機的な連携への配慮

4 全体目標

- 県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との 適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。
- ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の 問題に悩む本人や家族等が、適切な支援につながることができる。
- 相談・治療・回復支援と切れ目ない支援体制を構築し、ギャンブル等依存 症の本人及び家族等が地域で安心して生活を送ることができる。





第4章 施策展開

1 発症の防止

中柱	小 柱 ・ 施 策	ページ
	ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進	37
	正しい知識の普及と理解の促進 ○依存症に関する普及啓発 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組 ○依存症公開講座等による理解の促進 ○職域における普及啓発の推進 ○地域の支援者向けの普及啓発の推進 必要な支援につなげる情報提供 ○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供 ○多重債務相談窓口に関する情報提供	37 37 38 38 38 38 38 38 38
	イ 特に若年層を対象とした発症の防止	39
	学校教育等における普及啓発の推進	40
(1)ギャンブル等 依存症に関する 正しい知識・理 解の普及啓発	 ○県内の公立学校への啓発 ○正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施 ○高校学習用教材「健康・未病学習教材」の作成 ○私立高校・専修学校への啓発 青少年に対する普及啓発の推進 ○大学生、新社会人等に向けた正しい知識の普及 ○ネット依存等に関する正しい知識の普及 ○出前講座の実施 	40 40 40 40 40 40 40 41
	○かながわ未病改善ナビサイトによる情報提供 (************************************	41
	家庭に対する普及啓発の推進 ○ネット依存等に関する正しい知識の普及(再掲) ○高校生未満の子どもに対する正しい知識の普及 ○かながわ未病改善ナビサイトによる情報提供(再掲) ○青少年に対する依存症に関する普及啓発	41 41 41 41 41
	ウ 関係機関との連携体制の強化	42
	関係機関と連携した普及啓発 ○関係機関と連携した普及啓発の取組 アルコールや薬物依存症の関連施策との連携 ○アルコールや薬物依存症と連携したギャンブル等依存症の普及啓発 の取組	42 42 42 42
	ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	43
	事業主によるメンタルヘルス対策の促進 ○メンタルヘルス講演会の開催 ○職場のハラスメント対策等 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進 ○職域研修会の実施 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実 ○働く人のメンタルヘルス相談の実施	43 43 43 44 44 44 44
	イ 地域におけるこころの健康づくりの推進	44
(2)こころの健康 づくり	地域の相談機関におけるこころのケア ○こころの電話相談 ○精神保健福祉普及相談事業 ○いのちほっとライン@かながわ ○女性電話相談室 ○かながわひとり親家庭相談	45 45 45 45 45 45
	ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進	46
	スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化	47 47 47 47 47 47 47 48 48
	ア事業者等への配慮要請	49
(3) ギャンブル等 の不適切な誘引 防止	事業者の取組の推進 違法賭博にかかる取組	55 55
I LANTIT	イ 関係機関との連携体制の強化	56
	県ギャンブル等依存症対策推進協議会における連携	56

(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発

ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進

【現状】

- ・ 県では、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、リーフレット・ホームページ・動画等を活用した普及啓発や、精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び依存症治療拠点機関等におけるセミナーや講演会の開催等に取り組んでいます。
- ・ また、「かながわ依存症ポータルサイト」において、 依存症に対応している県内の医療機関や自助グループ・回復支援施設などの情報、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供しています。

【課題】

- ・ 令和元 (2019) 年度に県と横浜市が実施した「娯楽と生活習慣に関する調査」では、ギャンブル等依存症について、「意志が弱いことが原因」「回復ができない」等、誤った認識を持たれている方が一定程度おり、相談窓口についても、多くの方が「知らない」と回答しています。これらのことから本県では未だギャンブル等依存症に関する正しい知識が理解されているとは言えない状況にあるため、県民に対するさらなる啓発が必要です。
- ・ また、依存症は、「否認の病」と言われ、自分が依存症であることに気づ かないことが多く、相談や治療につながりづらいという特性があります。
- ・ 本県においても、ギャンブル等依存症が疑われる人の数と、相談者数や 医療機関への受診者数に大きな差があることから、相談機関や医療機関等 のさらなる周知が必要です。

【施策】

◇ 正しい知識の普及と理解の促進

<依存症に関する普及啓発>

ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識について、広く県民に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。

また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載し、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。

さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。

< ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組>

国が定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日)」において、市町村や相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。

<依存症公開講座等による理解の促進>

ギャンブル等依存症についての正しい知識を学び、理解を深めることを 目的として、依存症相談拠点機関及び治療拠点機関において、公開講座を 実施します。

<職域における普及啓発の推進>

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

<地域の支援者向けの普及啓発の推進>

ギャンブル等依存症の本人及び家族等に関わる機会がある民生委員・児 童委員・保護司等に対して、ギャンブル等依存症に関する理解を促進しま す。

◇ 必要な支援につなげる情報提供

くかながわ依存症ポータルサイトによる情報提供>

ギャンブル等依存症の本人及び家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、 依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関・自助グループ・回復支援施設などの情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

<多重債務相談窓口に関する情報提供>

県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットを作成するとと もに、県ホームページで情報提供します。

イ 特に若年層を対象とした発症の防止

【現状】

・ 県では、依存症に関する正しい知識の普及のため、広く県民に対し、 リーフレット・ホームページ・動画を活用した普及啓発や、精神保健福 祉センター、保健福祉事務所・センター及び依存症治療拠点機関等にお けるセミナーや講演会の開催等に取り組んでいます。

【課題】

- ・ ギャンブル等を開始する年齢は 10~20 代が多くを占めることから、 若年層を対象とした、ギャンブル等依存症の正しい知識やギャンブル等 との適切な付き合い方について普及を進める必要があります。
- ・ また、本人が今後依存症になる可能性や、親世代になった際も想定し、 違法行為なども含めて、普及啓発を行うことも重要です。
- ・ さらに、オンラインゲームの課金(※1)は、ギャンブル等依存症の射幸 (※2)性と似通った性質があることや、子どもは脳の発達が未成熟なため 依存になりやすいことから、子どもや保護者等に対し、学校教育も含め て、依存症に対する正しい知識の普及を図っていく必要があります。

※1 オンラインゲームの「ガチャ」の危険性

スマートフォン等を使ったオンラインゲームには、ゲームを有利に進めるために1回数百円程度のくじを引いて、ゲーム内で用いるアイテムを得ることができる「ガチャ」と呼ばれるシステムがあるものがあります。

「ガチャ」は、ギャンブル等と同じように射幸性が高く、ガチャからギャンブル等へつながる危険性もあるため、子どもがゲームからギャンブル等に誘導されないように、注意する必要があります。

(「「ギャンブル等依存症」などを予防するために」文部科学省から引用)

※2 偶然に得られる成功や利益を当てにすること。

【施策】

◇ 学校教育等における普及啓発の推進

<県内の公立学校への啓発>

県内の公立学校を対象に、児童・生徒の発達段階に応じて、ギャンブル 等依存症や、スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用に関する正しい 知識の普及啓発に取り組みます。

<正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施>

県立の高等学校においては、令和4年度から実施される学習指導要領に 向け、教員に対し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。

また、県立の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。

<高校学習用教材「健康・未病学習教材」の作成>

高校生向けの未病の学習教材「健康・未病学習教材」の依存症に関して 記載し、普及啓発に取り組みます。

<私立高校・専修学校への啓発>

私立高校や専修学校を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

◇ 青少年に対する普及啓発の推進

<大学生、新社会人等に向けた正しい知識の普及>

依存症に関する動画やリーフレットを作成するとともに、バナー広告や デジタルサイネージ等様々な広報媒体を活用し、ギャンブル等依存症の正 しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方について普及啓発に取り 組みます。

また、大学・専修学校等に働きかけ、学生を対象としたセミナーの開催 等による啓発等を行います。

<ネット依存等に関する正しい知識の普及>

青少年や保護者に対して、インターネットの長時間利用やゲーム課金の 危険性について、普及啓発に取り組みます。

<出前講座の実施>

県内小学校、中学校及び青少年関係団体等の要請に基づき、ゲーム及び SNSの長時間利用やゲーム課金の危険性を啓発する出前講座を実施します。

<かながわ未病改善ナビサイトによる情報提供>

かながわ未病改善ナビサイトで、ネット依存を防ぐための情報を提供します。

◇ 家庭に対する普及啓発の推進

<ネット依存等に関する正しい知識の普及> (再掲)

青少年や保護者に対して、インターネットの長時間利用やゲーム課金の 危険性について、普及啓発に取り組みます。

<高校生未満の子どもに対する正しい知識の普及>

小学校や中学校を対象とした様々な出前講座の機会にインターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性について周知するなど、依存症に対する正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。

くかながわ未病改善ナビサイトによる情報提供> (再掲)

かながわ未病改善ナビサイトで、ネット依存を防ぐための情報を提供します。

<青少年に対する依存症に関する普及啓発>

依存症の正しい知識について、青少年にもわかりやすい動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。

併せて、県ホームページにギャンブル等依存症のセルフチェックシート を掲載し、自らの依存の状態の気づきの機会を提供し早期発見、早期治療 につなげるきっかけづくりの取組を進めます。

ウ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を 令和元(2019)年度に設置しています。
- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会 (市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等により構成)
- 依存症治療拠点機関等連携会議 (依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- 依存症相談拠点機関連携会議 (県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議 (消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方には、県、市町村、関係事業者、相談機関、治療機関が連携して 啓発活動を行う必要があります。
- ・ また、ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の 問題に密接に関連することに鑑み、対策の推進にあたっては、これらの問 題に関して、関係機関の連携体制の強化が求められています。

【施策】

◇ 関係機関と連携した普及啓発

<関係機関と連携した普及啓発の取組>

ギャンブル等依存症問題啓発週間等における市町村や事業者等関係機 関と連携した普及啓発の取組について検討し、取組を進めます。

◇ アルコールや薬物依存症の関連施策との連携

<アルコールや薬物依存症と連携したギャンブル等依存症の普及啓発の 取組>

アルコールや薬物依存症に係る研修、講演会、家族講座等の取組と連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) こころの健康づくり

ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症などの行動嗜癖に至る背景には、ストレスなどの 心の問題があると言われており、依存症の発症防止にはメンタルヘルス 対策も重要です。
- ・ 近年、長時間労働や職場でのハラスメント等により心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加し、これを原因とした過労死や過労自殺等が社会問題となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策が大きな課題となっていることから、労働者に対する相談等、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するためには、労働者自身の 努力だけでなく、事業主に対して、法定のストレスチェックの実施やハ ラスメントの防止等の職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を普 及啓発することが必要です。
- ・ また、企業の中間管理職や監督者等が、従業員のメンタルヘルスについて理解を深める取組みが必要です。

【施策】

◇ 事業主によるメンタルヘルス対策の推進

くメンタルヘルス講演会の開催>

事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。

<職場のハラスメント対策等>

職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施

等に関する普及啓発を行います。

◇ 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進

<職域研修会の実施>

各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理 センターの担当者を対象にした研修会を実施します。

◇ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実

<働く人のメンタルヘルス相談の実施>

かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働 く人のメンタルヘルス相談」を実施します。

イ 地域におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症などの行動嗜癖に至る背景にはストレスなどの心の問題があると言われており、依存症の発症防止にはストレスを一人で抱えず、適切な相談につなげることが大切です。そこで、精神保健福祉センターや保健福祉事務所・センター等様々な相談機関で相談支援を行っています。
- ・ また、若年層など電話相談にハードルを感じる方が利用しやすいよう LINEを活用した相談支援も行っています。

【課題】

- ・ 「こころの電話相談」やLINE相談は、孤立を防ぎ、自殺の予防を 図ることを目的に、広くこころの健康に関する相談を実施していますが、 一人でも多くの人が利用できるよう継続して取り組む必要があります。
- ・ 地域におけるこころの相談機能の充実を図るために、保健福祉事務 所・センターでは、こころの健康相談等、電話や来所による相談支援や 訪問支援等について、さらに取り組むことが必要です。

【施策】

◇ 地域の相談機関におけるこころのケア

<こころの電話相談>

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

<精神保健福祉普及相談事業>

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、 こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪 問支援等に取り組みます。

<いのちのほっとライン@かながわ>

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談をLINEで受ける「いのちのほっとライン@かながわ」を実施します。

く女性電話相談室>

日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。

<かながわひとり親家庭相談>

コミュニケーションアプリLINE(ライン)を活用して、ひとり親家庭の方を対象に、仕事、お金、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、様々な相談を受け、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。

ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

・ 依存症の中でも行動嗜癖に陥る背景にはストレスなどの心の問題があると言われるため、学校教育においてもストレスの原因を知り対処の仕方を身につける取組を進めることが大切です。また、家庭を含む児童・生徒の置かれた環境に起因する課題も考えられます。そこでスクールカウンセラー(※1)、スクールソーシャルワーカー(※2)、スクールメンター(※3)を配置し、児童・生徒及び保護者の相談等を行っています。

【課題】

- ・ 児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるよう、教職員に対して、ストレス対処法等について、正しい理解や知識を さらに普及していくことが必要です。
- ・ また、「SOSの出し方に関する教育」を実施する際には、保健師、社会福祉士等の地域の外部人材を活用することで、児童・生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になりうることを直接伝えることができ、家庭への支援も可能となります。このように、学校と地域が連携・協力した取組みを推進することが求められています。

^{※1} スクールカウンセラーは臨床心理士等の心理の専門家であり、こころの悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して、相談や助言を行っています。

^{※2} スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する知識や技術を有する専門家であり、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っています。

^{※3} スクールメンターは、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に 耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援 を行っています。

【施策】

◇ スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化

<スクールカウンセラー配置活用事業>

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門 的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立 学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

<スクールソーシャルワーカー配置活用事業>

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた 様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全 教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザ ーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行 っています。

<県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業>

いじめ、不登校、自殺(自傷行為)等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行っています。

<教職員向け研修会への講師派遣>

教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、 児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職 員の育成に取り組みます。

< SOSの出し方に関する教育の推進>

「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。

また、総合教育センターで実施している「24 時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。

◇ 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化

<地域連携による高校生のこころサポート事業>

推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。

(3) ギャンブル等の不適切な誘引防止

ア 事業者等への配慮要請

【現状】

・ 関係事業者においては、ギャンブル等依存症に係る注意喚起や、本人または家族からの申告に応じた入場やアクセスの制限、20 歳未満の者の購入禁止等の取組を行っています。

【関係事業者による取組】

〇 川崎競馬における取組

項目	取組内容
普及啓発の推進	・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるポ
	スター掲示や、新聞、ポスター、テレビ CM へ
	の注意喚起文の表示による普及啓発
本人・家族申告に	・本人または家族からアクセス制限の申告があ
よるアクセス制限の	った場合に、ヒアリングのうえ入場制限を実施
強化	【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数
	(令和 2 (2020) 年 9 月末現在)
	・本人申告に基づき実施したもの:0件
	・家族申告に基づき実施したもの:0件
競馬場・場外馬券	・20 歳未満の者に対して、自動発払機への注意
売場における 20	喚起ステッカーの貼付や巡回警備を実施
歳未満の者の購	
入禁止の強化	
インターネット投票にお	・南関東4場(川崎、大井、船橋、浦和)で共同運
けるアクセス制限の	営するインターネット投票システム(SPAT4)に
強化	おいて、本人及び家族からの申告によるアクセ
	ス制限制度を導入済み。限度額管理システムに
	ついては検討中。
競馬場・場外馬券	・競馬場・場外馬券場の ATM の撤去
売場の ATM の撤去	【参考】ATM 設置状況(令和 2(2020)年 9 月末現在)
	・本場における設置数:0台
	・場外券売所における設置数:0台
	・WINS 川崎における設置数:0台

相談支援	・依存症相談員を2名配置し、本人の家族からの
	相談に対応した精神保健福祉センター等の相談
	支援につないでいる
	【参考】相談実績
	・平成 29(2017)年 2件
	・平成 30 (2018) 年 0 件
	・相談窓口の周知は、川崎競馬ホームページ及び
	場内ポスターで実施
従業員教育	・平成 29(2017)年度は常勤職員に対し、ギャン
	ブル等依存症対策基本法案骨子や地方競馬にお
	ける依存症対策の進め方を研修
	・今後は地方競馬全国協会の「地方競馬における
	ギャンブル等依存症対策実施規定」に基づき、組
	合職員へ研修を実施

〇 川崎競輪・平塚競輪・小田原競輪における取組

項目	取組内容
普及啓発の推進	・発払い機に、注意喚起及び相談窓口案内のステ
	ッカーを貼付(川崎)
	・普及啓発に係るポスターの掲示及び場内アナ
	ウンスによる注意喚起(平塚)
	・普及啓発に係るポスターの掲示(小田原)
本人・家族申告に	・本人または家族からアクセス制限の申告があ
よるアクセス制限の	った場合に、ヒアリングのうえ入場制限を実施
強化	【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数
	(令和 2(2020)年 9 月末現在) (川崎)
	・本人申告に基づき実施したもの:0件
	・家族申告に基づき実施したもの:0件
競輪場・オートレース	・20 歳未満の者に対して、警備部門による声掛
場・場外車券売場	けや、出走表や HP にて注意喚起(川崎)
における 20 歳未	・20 歳未満の者に対して、警備部門による声掛
満の者の購入禁	けを実施(平塚)
止の強化	
インターネット投票にお	・インターネット投票システムにおいて、本人及
けるアクセス制限の	び家族からの申告によるアクセス制限を実施
強化	(川崎)

競走場・場外券売	・競走場・場外券売場の ATM の撤去		
場の ATM の撤去	【参考】		
	ATM 設置状況(令和 2(2020)年 9 月末現在)(川崎)		
	・本場における設置数:0 台		
	ATM 設置状況(令和 2(2020)年 9 月末現在)(平塚)		
	・本場における設置数:0台		
	・場外券売所における設置数:0台		
	ATM 設置状況(令和 2(2020)年 9 月末現在)(小田原)		
	・本場における設置数:0台		
相談支援	・競輪場内開催事務所に相談窓口を設置し、競輪		
	場内の案内所にて案内を周知(川崎)		
従業員教育	・従業員向けギャンブル等依存症の研修会を令		
	和元(2019)年実施 (川崎)		
	・今後従業員向けの研修の実施を検討(平塚)		

〇 神奈川県遊技場共同組合(ぱちんこ)における取組

項目	取組内容	
普及啓発の推進	・「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」(以下「21	
	世紀会」という) で採択された依存症対策の取組	
	を組合員に周知	
	・全国ホールに啓発週間を告知するポスターを	
	掲示(21 世紀会は国が定めた啓発週間の初日(5	
	月 14 日) にフォーラムを開催)	
	・リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相	
	談窓口告知ポスター、依存対策啓発ステッカー等	
	の掲示	
自己申告プログラ	・自己申告プログラム・家族プログラムの導入	
ム、家族申告プログ	【参考】自己申告・家族申告による入場制限の実施店舗数	
ラムの	(令和 2(2020)年 9 月末現在)	
導入	・自己申告プログラム導入店舗:336 店舗	
	・家族申告プログラム導入店舗:261 店舗	
入店した客に対	・営業所入口に「18 歳未満立入り禁止」のステ	
する年齢確認	ッカー等の表示	
	・「18 歳未満立入禁止及び遊技禁止ポスター」の	
	店內掲示	
	・「遊技料金の返金、 賞品 交換不可」シールを	

	CRユニット全台に貼付
	・ 18 歳未満の可能性がある者に対し、身分証明
	書等による年齢確認を実施(県内 467 店舗で実
	施する体制を整備)
	・ 賞品カウンターに「年齢確認シート」を据え
	置き、18 歳未満と思われる者への指差し確認
	の実施
ぱちんこ営業所	・ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去
の ATM の撤去	【参考】ATM 設置状況(令和2(2020)年6月末現在)
	・県下 87 店舗中 29 店舗
	【参考】デビットカードシステムが利用可能な遊技台
	の設置状況(令和 2(2020)年 6 月末現在)
	・県下 87 店舗中 1 店舗
出玉規制を強化	・平成 30(2018)年2月1日に風営法施行規則が
した遊技機の普	改正されたことを受け、店舗では、旧規則機から
及、出玉情報等を	出玉の規制が強化された新規則機に順次入れ替
容易に確認でき	えをしており、新規則機への完全移行は令和
る遊技機の開発・	3(2021)年中
導入	
相談支援	・ 相談があった場合には、RSN や保健所、精神
	保健福祉センターへの相談を促し、特に求めら
	れた時には 「依存症対策全国センター」のホ
	ームページを紹介
従業員教育	【参考】安心パチンコ・パチスロアドバイザーの
	県内受講者数

〇 一般社団法人日本遊技関連事業協会における取組

項目	取組内容	
個人認証システ	令和元(2019)年8月、同協会において、「顔認	
ムの活用	証等個人認証システムの活用に係るモデル事業	
	研究会」を立ち上げ、複数店舗への申告に関す	
	る負担軽減策や顔認証等個人認証システムの活	
	用に向けた検討に着手。一部のホールにおい	
	て、顔認証システムの活用に係るモデル事業を	
	実施。令和3(2021)年度までに、自己申告・家	
	族申告プログラムの申告対象者が来店した際の	
	把握を容易にする取組みを検討。	

○ 一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構における取組

項目	取組内容
自助グループを	例年、公募に基づき依存問題に取り組む団体に
はじめとする民	寄付を行っており、今後も継続予定。
間団体等への支	【参考】
援	・平成30年度
	日本のおかあさんに花束プロジェクト事業(180万
	円)に支援。
	・令和元(2019)年度
	特別助成として特定非営利活動法人 (2法人) 及び
	一般社団法人(2法人)に合計750万円を支援

〇 「21 世紀会」における取組

項目	取組内容
都道府県が選定し	平成27(2017)年お客様向けに全店で備え付けて
た依存症治療機関	いる「自己診断チェック表」の裏面に、相談機
の周知状況	関案内として、RSNとともに全国の精神保健
	福祉センターの連絡先を掲載。平成30(2018)年
	「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を作
	成し、RSNとともに全国の精神保健福祉セン
	ター及び保健所の連絡先を掲載。
	令和2 (2020) 年「安心パチンコ・パチスロリ

ーフレット第2版」を作成し、以前の内容に加え、医療機関等の一覧 (「依存症対策全国センター」のホームページ) にアクセスできる情報を追加掲載し店舗に備え付けた。

リカバリーサポート・ネットワーク (RSN)に対する 支援状況等

(全日本社会貢献団 体機構の取組も含 t₂)

平成29年3月31日の政府の関係閣僚会議における「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を受け、RSNの相談体制の強化のため全国の組合員ホールから社員を出向させた。(令和元(2019)年5月まで)

全日本社会貢献団体機構の特命助成として平成 19年から支援を継続しており、令和2(2020)年 7月までの助成累計金額は1億5,000万円。 平成31(2019)年4月依存問題のスペシャリスト を育成するため業界関係企業の社員の研修制度 を開始した。21世紀会の構成団体は令和元年度 分支援金として5,400万円を拠出。

※当組合は平成30(2018)年から賛助会員として 支援。

RSNは、業界自らが主体的に設立支援し、その後の運営もサポートしてきたもので、 ギャンブル等依存症対策基本法などの必要性が国会で議論される 以前の平成18年4月に全日遊連の支援で設立(平成23年からは21世紀会での支援を開始)し、これまでパチンコへののめり込みに対する 電話相談を行っており、令和元年末までの相談件数は 36,213 件 となっている。

依存症防止に係る 実施規程等の制定

パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドラインおよび運用マニュアル(第2版)を平成30(2018)年4月に改訂※初版は、平成27年2月に制定パチンコ依存問題対策基本要綱及びパチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱を令和元(2019)年12月に制定・施行「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドラインおよび運用マニュアル」を基に、「パチンコ店における依存問題対策ガイド

	ラインを令和2年3月に制定・施行		
依存症対策に係る	パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議		
第三者機関の設置	(以下「有識者会議」という。) 発足		
	有識者会議を平成31(2019)年1月から令和2		
	(2020) 年8月までに7回開催し、令和2年		
	(2020) 8月、「遊技業界における現行の依存		
	問題対策全般についての評価及び提言 」を示し		
	た。		
	「有識者会議」:21世紀会の諮問機関として、		
	業界の依存問題対策に対して第三者の視点から		
	評価・提言し、より実効性のある取組みを促す		
	組織として平成30(2018)年12月に発足。		

【課題】

- ・ ギャンブル等については、程度を超えたのめり込みを防止することが重要であるため、ギャンブル等事業者においても、利用者が適切なギャンブル等を行うよう取り組むことが重要です。
- ・ また、ギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方には、県、市町村、関係事業者、相談機関、治療機関が連携して啓発活動を行う必要があります。

【施策】

◇ 事業者の取組の推進

関係事業者、市町村等関係機関と連携し、ギャンブル等の不適切な誘因 防止に取り組みます。

◇ 違法賭博にかかる取組

警察において、違法な賭博店等に対して厳正な取締を実施します。

イ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

・ ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、医療、 相談支援・社会復帰支援、司法、教育、行政、警察、学識経験者、民間支 援団体、関係事業者、当事者・家族などの関係者による、県ギャンブル等 依存症対策推進協議会を設置しています。

【課題】

・ ギャンブル等依存症対策における普及啓発や不適切な誘因防止のため、 行政や関係事業者等の関係機関が連携して取り組む必要があります。

【施策】

◇ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における連携

市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の効果的な普及等について検討し、発症防止の取組につなげます。

2 進行の防止

中柱	小 柱 ・ 施 策	ページ
	ア 相談支援体制の強化	58
	依存症に関する相談支援	58
	○依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	58
	□ □ □ ○保健福祉事務所・センター等による相談支援 ○事業者等の取組との連携	58 59
	○相談窓口の周知	59
	ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題にかかる相談支援	59
	○多重債務者相談の周知 ○ 545443% ↑ 0.0111/1/1	59 59
	□ ○包括相談会の開催 □ ○暮らしとこころの相談会	59
	○消費生活にかかる相談支援○配偶者等暴力相談	59 59
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	60
	相談専用ダイヤル」の設置 ○人権・子どもホットラインの設置	60
	○大権・ナともホットワインの設直 ○支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	60
	関係機関との連携	60
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討	60
	○依存症相談拠点機関連携会議における検討	60
(1)相談支援体制		61
の充実・強化	ギャンブル等依存症の相談員の人材育成	61
	○支援者向け研修 	61
	ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の相談員の人材育成	61
	○ ○地域生活支援研修の実施 ○ ○消費生活相談員への研修	61 62
	○生活保護関係職員への研修	62
	□ ○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業 ○女性相談所、児童相談所等関係機関等への研修	62 62
	○薬物乱用防止指導員への研修	62
	ウ 家族等に対する支援の充実	63
	依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化(再掲)	63
	依存症家族講座の実施	63
	保健福祉事務所・センター等による相談支援(再掲)	63
	事業者等の取組との連携(再掲)	64
	工職域における支援の促進	64
	職域における正しい知識の普及と理解の促進	64
	○産業保健総合支援センターとの連携 ○職域における普及啓発の推進(再掲)	64 64
	ア医療提供体制の充実	65
	依存症専門医療機関の指定	65
	治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	65
	地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業	66
	医療連携体制の整備	66
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲) ○地域医療連携体制整備事業	66 66
	必要な治療につなげる情報提供	66
(2)治療支援体制 の充実	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供(再掲)	66
分光 美	イ医療の質の向上	66
	医療従事者向け研修	67
	○依存症治療拠点機関の取組 ○集団治療回復プログラムの普及	67 67
	ウ関係機関との連携体制の強化	67
	関係機関との連携	68
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	68
	○実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討○県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討	68 68
	○集団治療回復プログラムの普及ウ 関係機関との連携体制の強化関係機関との連携○依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	67 67 68 68

(1) 相談支援体制の充実・強化

ア 相談支援体制の強化

【現状】

- ・ 県では、県精神保健福祉センターを依存症相談拠点と位置付け、ギャンブル等依存症を含む依存症に関する本人や家族等からの相談支援(専門電話相談・面接相談)を行っています。
- ・ また、政令市においても、それぞれの精神保健福祉センターを依存症相談 拠点と位置づけ、相談支援を行っています。また、保健福祉事務所・センターにおいても、依存症に関する電話相談等に対応しています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症は、本人に自覚がないなど、相談や治療につながり にくい特性があり、相談支援につながっている人は、県内の依存症が疑わ れる人の推計値と比較して非常に少ないことから、様々な関係機関が密接 に連携し、確実に相談や治療につながるような体制づくりが必要です。
- ・ また、令和元年度に県と横浜市が実施した「娯楽と生活習慣に関する調査」では、ギャンブル等依存症の相談窓口について、あまり知られていないという結果であり、今後さらなる周知を行う必要があります。

【施策】

◇ 依存症に関する相談支援

<依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化>

依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、ギャンブル等依存症の本人及び家族等に対する相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関や医療機関等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。

<保健福祉事務所・センター等による相談支援>

保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコ

ール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」 や「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施します。

<事業者等の取組との連携>

事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談 と相談拠点機関等との取組の連携を進めます。

<相談窓口の周知>

市町村や関係機関等と連携し、ホームページやリーフレット、広報紙等を活用して、ギャンブル等依存症に関連した相談窓口のさらなる周知を図ります。

◇ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題にかかる相談支援

<多重債務者相談の周知>

相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。

<包括相談会の開催>

複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を実施します。

<暮らしとこころの相談会>

法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。

<消費生活にかかる相談支援>

消費生活の相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。

<配偶者等暴力相談>

県の配偶者暴力相談支援センターでは、DV相談の中で、依存症(ギャンブル等の問題)に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、県内の依存症相談拠点や精神保健福祉センター等の相談窓口等の情報提供を行います。

<「子ども・家庭 110 番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談 専用ダイヤル」の設置>

子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を 24 時間 365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

 く人権・子どもホットラインの設置>

いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。

<支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣>

ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・ 姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する 児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。

◇ 関係機関との連携

<依存症治療拠点機関等連携会議における検討>

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関を構成員とした 「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症者やその家族等が 早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域 での課題の共有や、相談機関や医療機関等の連携のあり方を検討します。

<依存症相談拠点機関連携会議における検討>

県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。

イ 相談支援対応の人材育成

【現状】

・ 相談支援対応の人材育成を行うため、相談支援拠点や治療拠点機関により、ギャンブル等依存症の相談者等に対して、研修を行っています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症は、人に自覚がないことが多いため、相談につながり にくいという特性があることや、ギャンブル等依存症に至る背景には様々な 要因があることから、相談員の対応力の向上が必要です。
- ・ また、本人や家族等が相談する相談先も依存症相談窓口だけでなく、多重 債務や生活困窮、多岐に及んでいることから、様々な相談窓口の相談員がギャンブル等依存症の正しい知識を有して、相談に対応することが求められます。

【施策】

◇ ギャンブル等依存症の相談員の人材育成

く支援者向け研修>

相談拠点機関や治療拠点機関において、依存症者への相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関・治療機関・自助グループや回復支援施設等民間支援団体の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

◇ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の相談員の人材育成

<地域生活支援研修の実施>

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的 として、潜在的に依存症の患者や家族等に対応する機会がある職員(市町 村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした依存症 の研修を実施します。

<消費生活相談員への研修>

消費生活相談員等の研修等の機会を活用し、ギャンブル等依存症問題 や相談機関・治療機関に関する知識や最新の情報を共有します。

<生活保護関係職員への研修>

生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・ 治療機関に関する知識や情報を提供します。

<県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業>

県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

< 女性相談所、児童相談所等関係機関等への研修>

女性相談所の職員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象としたギャンブル等依存症についての知識の向上のための研修を実施します。

<薬物乱用防止指導員への研修>

薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

ウ 家族等に対する支援の充実

【現状】

・ 依存症治療拠点機関、依存症相談拠点機関及び保健福祉事務所・センター等において、面接相談、電話相談、家族講座等の家族支援を行っています。

【課題】

・ ギャンブル等依存症は、誰でもなる可能性があり、適切な相談や治療等の支援により回復できる病気であることを社会全体で正しく理解し、生きづらさや孤独を抱えた家族等に対して、関係機関が連携して切れ目ない支援を行う必要があります。

【施策】

◇ 依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化(再掲)

依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、ギャンブル等依存症の本人及び家族等に相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関や医療機関等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。

◇ 依存症家族講座の実施

依存症相談拠点や治療拠点機関において、家族の依存症に悩んでいる 方が、依存症の知識や社会資源について学び、適切なかかわり方や回復 するための支援について理解し、同じ悩みを抱えた家族同士の繋がりを 支援する家族講座を実施します。

◇ 保健福祉事務所・センター等による相談支援(再掲)

保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」

や「面接相談」「依存症包括相談会」を実施します。

◇ 事業者等の取組との連携(再掲)

事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と 相談拠点機関等との連携を進めます。

エ 職域における支援の促進

【現状】

・ 「かながわ健康プラン 21(第 2 次)」に基づき、県民の生涯を通じた健康づくりを実現するために、従業員の健康管理という観点から、職域の協力が不可欠であり、地域と職員の地域連携体制を整備するため「地域・職域連携推進協議会」を設置し、研修会や普及啓発を行っています。

【課題】

・ ギャンブル等依存症の回復には、職場の産業保健スタッフ等、職場における理解も必要なため、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を進める必要があります。

【施策】

◇ 職域における正しい知識の普及と理解の促進

<産業保健総合支援センターとの連携>

産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレット等を活用し、情報共有を図り、職場における普及啓発を図ります。

<職域における普及啓発の推進>(再掲)

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、リーフレットを活用した依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

(2) 治療支援体制の充実

ア 医療提供体制の充実

【現状】

・ 医療提供体制の充実を図るため、平成 30(2018)年4月に依存症に関する 専門的な医療が提供できる「依存症専門医療機関」として6医療機関を選定 するとともに、その中から、平成 31(2019)年4月に2医療機関を「依存症 治療拠点機関」として選定し、依存症の医療提供体制の整備を図っています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症が疑われる人の数と医療機関の受診者数に大きな 差があるため、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関数の拡充や均 てん化が必要であるとともに、治療可能な医療機関の周知を強化する必要 があります。
- ギャンブル等依存症の本人及び家族等が適切に医療につながるために 精神科医療機関、依存症専門医療機関、相談支援機関等とのネットワーク 化等連携強化が必要です。

【施策】

◇ 依存症専門医療機関の指定

依存症者が地域で適切な医療が受けられることを目的として、「依存症専門医療機関」を選定(平成30年4月)し、依存症医療の均てん化と関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備します。

また、専門医療機関となるために必要な研修の受講について、県内の医療機関への呼び掛けを行います。

◇ 治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実

依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症の治療の充実に向けた 治療プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミ ナー等の開催による普及啓発等の取組を行い、医療提供体制の充実を図ります。

◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業

依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。

◇ 医療連携体制の整備

<依存症治療拠点機関等連携会議における検討>(再掲)

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関や医療機関等の連携のあり方を検討し、取組につなげます。

<地域医療連携体制整備事業>

依存症者が適切な医療を受けられるようにするため、依存症治療に係る地域医療機関への助言・指導、関係機関との連絡調整等を行うとともに、県内の依存症についての状況などの調査・研究を行います。

◇ 必要な治療につなげる情報提供

<かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供>(再掲)

ギャンブル等依存症の本人及び家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関・自助グループ・回復支援施設などの情報や依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

イ 医療の質の向上

【現状】

・ 依存症治療拠点機関において、依存症の医療の質の向上のため、医療従

事者を対象とした研修を行っています。

【課題】

・ 医療体制の整備や質の向上を図ることにより、依存症者が適切な医療を受けられるように、引き続き医療従事者向けの研修等が必要です。

【施策】

◇ 医療従事者向け研修

<依存症治療拠点機関の取組>

精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

<集団治療回復プログラムの普及>

依存症から回復を目指す多くの者に対して、集団治療回復プログラムを提供できるよう取り組みます。

ウ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を 設置しています。
- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会 (市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等により構成)
- 依存症治療拠点機関等連携会議 (依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- 依存症相談拠点機関連携会議 (県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議 (消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)

【課題】

・ 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関、市町村、事業者、 医療機関や民間支援団体等が連携し、医療提供体制の整備に向けた連携が 必要です。

【施策】

◇ 関係機関との連携

<依存症治療拠点機関等連携会議における検討>(再掲)

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関を構成員とした「依存症治療機関等連携会議」において、依存症者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関や医療機関等の連携のあり方を検討し、取組につなげます。

<実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討>

県が令和2(2020)年度に実施した実態調査を踏まえて、課題を整理し、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復支援の切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。

<県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討>

市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、治療支援体制の充実に向けて検討し、取組につなげます。

3 回復及び再発防止に向けた支援

中柱	小 柱 ・ 施 策	ページ
(1)社会復帰支援	ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止	70
	必要な支援につなげる情報提供	70
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供(再掲)	70
	周囲の人等の正しい知識の普及と理解の促進	71
	○依存症に関する普及啓発(再掲)○地域の支援者向けの普及啓発の推進(再掲)	71 71
	医療機関における取組	71
	○専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組	71
	○受診後の患者支援に係るモデル事業の実施	71
	○地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援に係るモデル 事業の実施(再掲)	72
	保健福祉事務所・センター等における取組	72
	○保健福祉事務所・センター等による相談支援(再掲)○地域における自助グループや回復支援施設等民間支援団体との連携	72 72
	イ就労及び復職支援	72
	職域における正しい知識の普及と理解の促進	73
	○産業保健総合支援センターとの連携(再掲)	73
	○職域における普及啓発の推進(再掲)○職域研修「働く人のメンタルヘルス研修」等における相談窓口の周	73 73
	知	13
	○労働者等に対するギャンブル等関連問題に関する啓発 ○メンタルヘルス相談、産業医との連携	73 73
	保健福祉事務所・センター等における取組	74
	○保健福祉事務所・センター等による相談支援(再掲)	74
	○地域における自助グループや回復支援施設等民間支援団体との連携 (再掲)	74
	ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	74
	必要な支援につなげる情報提供	75
	○多重債務相談窓口に関する情報提供(再掲)○貸金業相談・紛争解決センターにおける取組	75 75
	相談支援	75
	○生活困窮者に対する相談支援	75
	○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業(再掲)○消費生活にかかる相談支援(再掲)	75 75
	○県司法書士会における取組	76
	エ 支援者の人材育成	76
	ギャンブル等依存症に関する相談員の人材育成	76
	○支援者向け研修(再掲)○地域生活支援研修の実施(再掲)	76 76
	ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の相談員の人材育成	77
	○生活保護関係職員研修(再掲)	77
	○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業(再掲)○薬物乱用防止指導員への研修(再掲)	77 77
	医療従事者向け研修	77
	○依存症治療拠点医療機関の取組 (再掲)	77
	○集団治療回復プログラムの普及(再掲)オ 関係機関との連携体制の強化	77
	関係機関との連携	78
(2)民間支援団体 等の活動支援	ア民間支援団体の周知	79
	必要な支援につなげる情報提供	79
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供(再掲)	79
	民間支援団体の活動の周知	79
	イ民間支援団体に対する支援	80
	民間支援団体との連携	80
	民間支援団体への支援	80
	民間支援団体に対する支援のあり方検討	81

(1) 社会復帰支援

ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止

【現状】

- ・ 自助グループや回復支援施設等の活動内容を周知し、支援が必要な本 人や家族等が利用しやすいよう、「かながわ依存症ポータルサイト」によ る情報提供を行っています。
- ・ また、切れ目ない回復支援体制を強化するために、依存症治療拠点機 関における自助グループや回復支援施設等と連携した「依存症患者受診 後支援事業」や、早期介入と回復継続支援を目的としてミーティング活 動や相談支援事業を実施する自助グループや回復支援施設等の民間支援 団体に対して「依存症早期介入・回復継続支援事業」を実施しています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の回復には、自助グループや回復支援施設等の支援 が非常に重要ですが、その活動や役割が十分に知られていないため、支援 が必要な人が支援を受けられていない状況があります。
- ・ また、ギャンブル等依存症の本人が回復し、社会復帰するためには、家 族や職場等周囲の理解と支援が必要ですが、ギャンブル等依存症に関する 正しい理解が十分に進んでいない状況です。
- ・ さらに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援には、相談、 治療、回復支援を切れ目なく行うことが必要なため、相談機関、医療機関、 自助グループや回復支援施設等の民間支援団体の連携強化が必要です。

【施策】

◇ 必要な支援につなげる情報提供

<かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供> (再掲)

ギャンブル等依存症の本人及び家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、 依存症に対応している県内の医療機関や自助グループ・回復支援施設などの情報、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

◇ 周囲の人等の正しい知識の普及と理解の促進

<依存症に関する普及啓発> (再掲)

ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識について動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。

<地域の支援者向けの普及啓発の推進> (再掲)

ギャンブル等依存症の本人及び家族等に関わる機会がある民生委員・児 童委員・保護司等に対して、ギャンブル等依存症に関する理解を促進しま す。

◇ 医療機関における取組

<専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組>

「依存症専門医療機関」において、SMARPP(※1)をはじめとする集団治療プログラム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提供することにより、依存症の回復支援・再発防止に取り組みます。

また、依存症専門医療機関において、相談機関や医療機関、自助グループや回復支援施設等の民間支援団体と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取り組みます。

<受診後の患者支援に係るモデル事業の実施>

依存症治療拠点機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、 外来受診後又は退院後の依存症患者について、適切な治療と自助グルー プ等民間支援団体への継続した支援を実施するモデル事業を実施しま す。

※1 スマープ: SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) MATRIX モデルに基づいて旧せりがや病院(現 県立精神医療センター)で日本語版が開発され、その後全国に普及した薬物再使用防止プログラムです。参加者はワークブックを使いながら依存している薬物がなぜ危険なのか、再使用の「引き金」はなにか、どのようにして危険な状況を避けるかなどを、過去の経験を振り返りながら学びます。グループメンバーが共に語り合い、新しい生き方を互いに認め合いながら断薬の継続を進めていきます。

<地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援に係るモデル事業の実施>(再掲)

依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。

◇ 保健福祉事務所・センター等における取組

<保健福祉事務所・センター等による相談支援> (再掲)

保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」や「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施します。

<地域における自助グループや回復支援施設等民間支援団体との連携>

保健福祉事務所・センターが実施している地域支援において、自助グループや回復施設との連携を図ります。

また、県内の自助グループや回復施設が開催する研修会へ講師派遣等の協力をすることを通じ、その活動を支援します。

さらに、県内の依存症に係る自助グループや、回復施設等民間支援団体の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、民間支援団体が抱える課題に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談支援施設、医療機関等の各関係機関との連携の拡充を図ります。

イ 就労及び復職支援

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症が回復可能な病気であること等、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が、社会全体に普及していないことから、職場においても、ギャンブル等依存症の就労及び復職支援に向けては、職場や周囲の理解と支援が進んでいない状況があります。
- ・ 「かながわ健康プラン 21(第 2 次)」に基づき県民の生涯を通じた健康づくりを実現するためには従業員の健康管理という観点から職域の協力が不可欠であることから、県では地域と職域の連携体制を整備するため「地域・職域連携推進協議会」を設置し、研修会や普及啓発を行っています。

【課題】

・ 依存症の当事者の復職や就労が、病気の正しい理解と就業面での配慮 (通院や自助グループへ通所する時間の確保等)の下に行われるよう職場 への普及啓発を行う必要があります。

【施策】

◇ 職域における正しい知識の普及と理解の促進

<産業保健総合支援センターとの連携> (再掲)

産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレット等を活用し、情報共有を図り、職場における普及 啓発を図ります。

<職域における普及啓発の推進>(再掲)

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、リーフレットを活用した依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

< 職域研修「働く人のメンタルヘルス研修」等における相談窓口の周知>

保健福祉事務所・センター等が労働基準監督署単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等の機会を通じて、ギャンブル等依存症について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。

く労働者等に対するギャンブル等関連問題に関する啓発>

「かながわ労働センター」が実施する「働く人のメンタルヘルス相談」、 一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、ギャンブル等関連問題や 依存症に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組みます。

<メンタルヘルス相談、産業医との連携>

ギャンブル等依存症の当事者が復職や就職する際配慮すべき視点について、産業医に対し理解促進のための情報提供をします。

◇ 保健福祉事務所・センター等における取組

<保健福祉事務所・センター等による相談支援> (再掲)

保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」や「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施します。

<地域における自助グループや回復支援施設等民間支援団体との連携> (再掲)

保健福祉事務所・センターが実施している地域支援において、自助グループや回復支援施設との連携を図ります。

また、県内の自助グループや回復支援施設が開催する研修会へ講師派遣等の協力をすることを通じ、その活動を支援します。

さらに、県内の依存症に係る自助グループや、回復支援施設等民間支援 団体の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、民間支援団体が抱える課題 に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談支援施設、医療機関等の各 関係機関との連携の拡充を図ります。

ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症を含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく自立相談支援 事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関 と連携して、相談者の状態等に応じた支援を行っています。
- ・ 支援決定を行った者のうちには、「メンタルヘルスの課題(うつ、不眠、 不安、依存症、適応障害等)を抱える者があり、依存症に関する相談も含 まれています。

【課題】

・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等 依存症問題を有する生活困窮者に対し、専門機関につなぐなど、適切な支 援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得する必要 があります。

- ・ ギャンブル等依存症に関して、離婚等家族の問題や経済的に困窮していることがあり、ギャンブル等に関する法律や制度等の問題について相談しづらい内容でもあります。
- ・ ギャンブル等依存症から回復し、再発防止を図るため、本人の債権管理 だけでなく、家族の財産に関する権利の確保など、財産管理に関する法的 知識が必要です。

【施策】

◇ 必要な支援につなげる情報提供

<多重債務相談窓口に関する情報提供>(再掲)

県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットを作成するとと もに、県ホームページにて情報提供します。

<貸金業相談・紛争解決センターにおける取組>

「貸付自粛制度」、「生活支援カウンセリング」について、ギャンブル 等依存症の支援団体、保険・医療関係者等の関係機関と連携により、ポ スターやリーフレット、講演会等にて、広く周知を図ります。

◇ 相談支援

<生活困窮者に対する相談支援>

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態等に応じた支援を行います。

<県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業>(再掲)

県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

<消費生活にかかる相談支援> (再掲)

消費生活の相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。

<県司法書士会における取組>

依存症問題への正しい理解や基本的な相談対応技術、関係機関等の支援者の役割について理解を深めるため、研修を実施します。

エ 支援者の人材育成

【現状】

・ 依存症患者等に対する支援を行う人材を養成するため、依存症対策全国 拠点機関で実施する相談者対応指導者養成研修等を参考にするとともに、 依存症治療拠点機関で指導者養成研修の受講者等を活用した研修を実施 しています。

【課題】

・ ギャンブル等依存症である方に対応する機会がある支援者の知識及び 対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル 等依存症である方等を早期発見・介入し、適切な支援につなげる必要があ ります。

【施策】

◇ ギャンブル等依存症に関する相談員の人材育成

<支援者向け研修>(再掲)

依存症者への相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関・治療機関・自助グループや回復支援施設等民間支援団体の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

<地域生活支援研修の実施>(再掲)

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、潜在的に依存症の患者や家族等に対応する機会がある職員 (市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした依存症の研修を実施します。

◇ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の相談員の人材育成

<生活保護関係職員研修>(再掲)

生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・ 治療機関に関する知識や情報を提供します。

<県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業>(再掲)

県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

<薬物乱用防止指導員への研修>(再掲)

薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 医療従事者向け研修

<依存症治療拠点機関の取組>(再掲)

精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

<集団治療回復プログラムの普及>(再掲)

依存症から回復を目指す多くの者に対して、集団治療回復プログラム を提供できるよう取り組みます。

オ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を 設置しています。
- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会 (市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等により構成)
- 依存症治療拠点機関等連携会議 (依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- 依存症相談拠点機関連携会議 (県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議 (消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)

【課題】

- ・ 依存症対策においては、関係機関の連携が十分でない等により依存症患 者や家族が支援につながらないことが課題です。
- ・ 地域の関係機関の連携や総合病院での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な支援に確実に結びつけることが 重要です。

【施策】

◇ 関係機関との連携

ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を 受けられるよう、包括的な連携協力体制を構築するため、県ギャンブル等依 存症対策推進協議会を開催します。

また、ギャンブル等依存症対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力体制を構築するため、庁内会議を開催します。

さらに、依存症相談拠点機関連携会議及び依存症治療拠点機関等連携会議により、その他の医療機関及び相談機関等との連携について検討し、情報や課題を共有するとともに、両会議における支援の連携強化を図ります。

(2) 民間支援団体等の活動支援

ア 民間支援団体の周知

【現状】

- ・ 依存症からの回復には、自らの体験を語り、同じ体験をした仲間と支え 合う自助グループや回復支援施設等民間支援団体は重要な存在であるこ とから精神保健福祉センターが実施する講演会等の機会を通じ、自助グル ープや回復支援施設の活動を紹介しています。
- ・ 民間支援団体の活動の実態や課題等を把握するため、令和2年度に「ギャンブル等依存症に係る相談機関等の実態調査」を実施しました。

【課題】

- ・ 民間支援団体は、依存症からの再発防止や社会復帰において、重要な役割を担っていますが、その活動や役割が十分に知られていない状況であるため、広く県民に周知する必要があります。
- ・ 令和 2 (2020) 年度に実施した「ギャンブル等依存症に係る相談機関等の実態調査」において、民間支援団体の活動が理解されていない等による地域との連携が十分でないことや、利用者の減少等による運営上の課題などが把握されています。

【施策】

◇ 必要な支援につなげる情報提供

<かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供> (再掲)

ギャンブル等依存症の本人及び家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、 依存症に対応している県内の医療機関や自助グループ・回復支援施設などの情報、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

◇ 民間支援団体の活動の周知

地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、 地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組みます。

イ 民間支援団体に対する支援

【現状】

- ・ 精神保健センターが行う普及啓発の取組において、自助グループに講師 を依頼し、活動紹介や依存症からの回復に関する内容を取り入れた講演会 を実施しています。
- ・ 精神保健福祉センター等で行う治療・回復支援プログラム等や、家族教 室などの依存症のある者の家族の支援について、民間支援団体と連携を図 っています。

【課題】

- ・ 依存症の回復には、相談機関、医療機関、回復支援施設等民間支援団体 が連携して、依存症患者の状況に合わせた切れ目ない支援を行う必要があ り、連携した支援体制を構築する必要があります。
- ・ 令和2(2020)年度に実施した「ギャンブル等依存症に係る相談機関等の 実態調査」において、民間支援団体に関して、「人材不足」、「社会復帰支援、就労後支援」、「資金不足」、「施設老朽化等の施設の問題」、など様々 な運営上の課題が把握されています。

【施策】

◇ 民間支援団体との連携

依存症相談拠点機関、依存症治療拠点機関等が実施するギャンブル等依存症者の回復に関する内容を取り入れた講演会において、自助グループや回復支援施設等民間支援団体を通して回復者に講師を依頼することで、自助グループや回復支援施設等民間支援団体の活動を普及啓発できるように連携を図ります。

◇ 民間支援団体への支援

県内の自助グループや回復支援施設等民間支援団体が開催する研修会 へ講師派遣等の協力を通じて、その活動を支援します。

また、民間支援団体が行う県民を対象とした公益性の高い取組について後援を行います。

◇ 民間支援団体に対する支援のあり方検討

令和 2 (2020)年度に、県内の依存症に係る相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等民間支援団体を対象に実施した実態調査の結果を元に、依存症患者支援の連携のあり方について検討し、民間支援団体に対する支援のあり方についても関係機関と検討します。

4 基盤整備

中 柱	小柱 · 施策	ページ	
(1)包括的な連携	ア包括的な連携協力体制の構築	83	
協力体制の整備	関係機関との連携(再掲)	84	
	ア人材の確保	85	
	相談員向け研修	85	
(2)人材の確保	○支援者向け研修(再掲)○地域生活支援研修の実施(再掲)	85 85	
	医療従事者向け研修 (再掲)	86	
	○依存症治療拠点医療機関の取組		
(a) ===+== e= = \//.	7 調査研究の推進等		
(3)調査研究の推 進等	依存症実態調査を踏まえた取組		
VE 4	切れ目ない支援のあり方検討	88	

(1)包括的な連携協力体制の整備

ア 包括的な連携協力体制の構築

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を 設置しています。
- 県ギャンブル等依存症対策推進協議会 (市町村、事業者、医療機関や民間支援団体等により構成)
- 依存症治療拠点機関等連携会議 (依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- 依存症相談拠点機関連携会議 (県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議 (消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)

【課題】

- ・ 地域の関係機関の連携や総合病院での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な支援に確実に結びつけることが 重要です。
- ・ 行政、事業者、治療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等民間支援施設が連携し、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進める必要があります。
- ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の依存症と密接な関係があり、依存症の背景となっている問題に関する施策とも連携を図ることが重要です。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症については、複数の依存が 合併している可能性や、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等などの問題 の背景にギャンブル等依存症を抱えている可能性があります。

【施策】

◇ 関係機関との連携(再掲)

ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、包括的な連携協力体制を構築するため、県ギャンブル等依存症対策推進協議会を開催します。

ギャンブル等依存症対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力体制を構築するため、庁内会議を開催します。

相談拠点機関連携会議及び依存症治療拠点機関等連携会議により、治療機関と専門相談機関、その他の医療機関及び相談機関等との連携について検討し、情報や課題を共有するとともに、両会議における支援の連携強化を図ります。

(2) 人材の確保

アー人材の確保

【現状】

・ 相談支援拠点や治療拠点機関により、ギャンブル等依存症の相談者や医療従事者等に対して、研修を行っています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の背景には様々な問題があり、関係する相談機関も 多岐に渡ることから、それぞれの関係機関の相談員等がギャンブル等依存 層について正しく理解し、適切な支援につなげることが早期発見には、重 要であり、そのためには関係機関の相談員等に研修を行い、それぞれの立 場における支援者となっていただく必要があります。
- ・ また、ギャンブル等依存である方に対応する機会がある支援者の知識及 び対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、適切な支 援につなげる必要があります。
- ・ さらに、医療や相談支援等、関連する業務に従事する人材の確保、養成 及び資質の向上のために取り組む必要があります。

【施策】

◇ 相談員向け研修

<支援者向け研修>(再掲)

依存症者への相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関・治療機関・自助グループや回復支援施設等民間支援団体の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

<地域生活支援研修の実施>(再掲)

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的 として、潜在的に依存症の患者や家族等に対応する機会がある職員(市町 村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした依存症 の研修を実施します。

◇ 医療従事者向け研修(再掲)

<依存症治療拠点医療機関の取組>

精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

(3)調査研究の推進等

ア調査研究の推進等

【現状】

- ・ 国は、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため、3年ごとに 必要な調査を行うこととしており、平成 29(2017)年度に実態調査を実施 しており、令和2(2020)年度には、ギャンブル等依存症と多重債務、貧困、 自殺、犯罪などの関連する社会問題も含めた実態調査を実施しています。
- ・ 県では県内のギャンブル等依存症の実態を把握し、今後の本県における ギャンブル等依存症対策の参考とするため、令和元(2019)年度に「娯楽と 生活習慣に関する調査」を実施しました。
- ・ また、本県の民間支援団体の活動の実態や課題等、現状の把握を行うため、令和2 (2020) 年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施しました。

【課題】

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進計画(県計画)の計画期間は、令和3 (2021)年度から令和5 (2023)年度までの3年間としています。国が実施した令和2 (2020)年度のギャンブル等依存症実態調査結果や、本県のギャンブル等依存症対策の効果に対する検証を踏まえ、少なくとも3年ごとに、必要があると認めるときは、県計画に検討を加え、見直す必要があります。
- 「依存症に係る社会資源実態調査」において、民間支援団体等について、 普及啓発、運営上の課題や必要とされる支援等が把握されました。

【施策】

◇ 依存症実態調査を踏まえた取組

国が実施した令和 2 (2020) 年度のギャンブル等依存症実態調査結果等を踏まえ、本県におけるギャンブル等依存症の実態把握や調査研究を推進し、依存症対策の効果的な取組を図ります。

また、県計画について、本県の依存症対策の効果等の検証を踏まえ、県 計画の令和6(2024)年度の見直しを検討します。

◇ 切れ目ない支援のあり方検討

令和 2 (2020) 年度に、県内の依存症に係る相談機関、医療機関、自助グループ回復支援施設等民間支援団体を対象に実施した、実態調査の結果を元に、依存症患者の支援の連携のあり方について検討し、必要な支援と切れ目ない連携体制の構築を目指します。

第5章 推進体制及び進行管理

本計画を推進するため、県は、県民、医療機関、事業者等の多くの関係者と連携・協力して取組みを進めます。

1 推進体制

(1) 行政の役割

県や市町村は、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号) 第3条の基本理念に則り、国との連携を図りつつ、ギャンブル等依存症の発 症・進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための切れ目のない取組 を、関係機関と連携し、総合的に進めます。

(2) 県民の役割

県民は、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル 等依存症の防止に必要な注意を払うよう努めます。

(3) 医療機関等の役割

医療機関等は、国及び県が実施するギャンブル等依存症問題に協力し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、ギャンブル等依存症に係る良質かつ適切な医療を行うように努めます。

(4) 事業者の役割

ギャンブル等を行う事業者は、国及び県が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努めます。

2 進行管理

「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況等について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

3 計画の目標値等

本計画の全体目標を達成するための目安とするため、国の基本計画に掲げる目標を参考にしながら、本県における課題や関連事業の取組みを踏まえて、目標値を設定しました。

大柱	中柱	小柱	施策	項目	現状値※	目標(令和5年度)
1	(1)	ア	依存症公開講座 等による理解の 促進	開催数	ギャンブル等依存症 公開講座 1回 (令和元年度)	年1回以上
1	(1)	ア	「かながわ依存 症ポータルサイ ト」による情報 提供	アクセスの増加	2,000 件 (月平均)	3,000 件 (月平均)
1	(1)	イ	教職員向け研修会への講師派遣	講師派遣数	19回/年 (令和元年度)	開催箇所 累計 60 カ所
1	(1)	イ	出前講座の実施	開催数	10 件程度 (令和 2 年度)	30 件程度
1	(1)	ウ	アルコールや薬 物依存症と連携 したギャンブル 等依存症の普及 啓発の取組	開催数	薬物相談業務研修会 0回 (令和2年度)	年1回 (令和4年以降)
1	(2)	ア	「メンタルヘル ス講演会」の開 催	開催数	0回 (令和2年度)	年1回開催
1	(2)	ア	職場のハラスメ ント対策として 中小企業労働改 善訪問の実施	訪問数	0件 (令和2年度)	370 件の訪問
1	(2)	ア	職場のハラスメ ント対策として 中小企業労務管 理セミナーの実 施	開催数	1回 (令和2年度今後5 回実施予定)	6回/年
1	(2)	ア	「働く人のメン タルヘルス相 談」の実施	相談会数	月 4 回 (令和 2 年度)	月4回
2	(1)	ア	包括相談会の 開催 暮らしとこころ の相談会	開催数	4回/年 (令和元年度)	4回/年
2	(1)	ア	支援を要する児 童へのメンタル フレンドの派遣	派遣数	48 回 (令和元年度)	86 回/年
2	(1)	イ	アルコール健康 相談研修	開催数	1回 (令和元年度)	年1回

大柱	中柱	小柱	施策	項目	現状値※	目標(令和 5 年度)
2	(1)	1	依存症公開講座 等による理解の 促進(再掲)	開催数	ギャンブル等依存症 公開講座 1回 (令和元年度)	年1回以上
2	(1)	イ	消費生活相談員 への研修	研修回数	年1回	年1回
2	(1)	イ	生活保護関係職 員への研修	研修回数	0 回	年1回
2	(1)	イ	県生活困窮者自 立支援制度都道 府県研修事業	研修回数	0回	年1回
2	(1)	イ	薬物乱用防止指 導員への研修	開催数	年1回	年1回
2	(1)	ウ	依存症家族講座 の実施	開催数	ギャンブル等依存症 家族講座 1回 薬物を中心とした依 存症家族講座2回 (令和元年度)	ギャンブル等依 存症家族講座年 1回以上 薬物を中心とし た依存症家族講 座1回以上
2	(2)	ア	依存症専門医療 機関の指定	依存症専門医療機 関の設置数の増加	6 機関	10 機関
2	(2)	ア	依存症治療拠点 機関の指定	依存症治療拠点機 関の設置数の増加	2ヵ所	1ヵ所以上
3	(1)	ア	「かながわ依存 症ポータルサイ ト」による情報 提供(再掲)	アクセスの増加	2,000 件 (月平均)	3,000 件 (月平均)
3	(1)	イ	労働者等に対す るギャンブル等 関連問題に関す る啓発	依存症に関するリ ーフレット配架数	0ヵ所 (令和元年度)	4 か所
3	(1)	エ	依存症公開講座 等による理解の 促進(再掲)	開催数	ギャンブル等依存症 公開講座 1回 (令和元年度)	年1回以上
3	(1)	エ	県生活困窮者自 立支援制度都道 府県研修事業 (再掲)	研修回数	0回	年1回
3	(1)	エ	薬物乱用防止指 導員への研修 (再掲)	開催数	年1回	年1回
4	(2)	ア	「かながわ依存 症ポータルサイ ト」による情報 提供(再掲)	アクセスの増加	2,000 件 (月平均)	3,000 件 (月平均)
4	(2)	ア	依存症公開講座 等による理解の 促進(再掲)	開催数	ギャンブル等依存症 公開講座 1回 (令和元年度)	年1回以上

[※] 新型コロナウィルス感染症の感染防止を図るため、一部イベントの開催を見合わせました。



- 資料 1 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)
- 資料2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】
- 資料3 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条)

第三章 基本的施策(第十四条—第二十三条)

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部(第二十四条—第三十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。) にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、こ れらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に 対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなさ れるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的 に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の青務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策 に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等 依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努 めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等 (ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、 これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法によ り公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三 条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏 まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加 え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する

計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ー ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関する こと。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する 施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進 基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症 対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」

という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」 という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。
- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣
- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣
- 九 経済産業大臣
- 十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本 部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又 は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 (次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官 房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

資料2

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

Ⅰ ギャンブル等依存症問題の現状

> 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合:成人の0.8% (平成29年度日本医療研究開発機構(AMED)調査結果)

│ || ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- ▶ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ▶ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- ▶ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

▶ 推進体制:ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長:内閣官房長官) 対象期間:平成31年度~平成33年度(3年間)

▶ 基本的な考え方

PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進 多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な 取組の推進

Ⅳ ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ▶ ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日~20日)における積極的な広報活動の実施
- ▶ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策 (主なもの)

┃ 関係事業者の取組:基本法第15条関係

・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保(~平成33年度)[公営競技・ぱちんこ] 広告宣伝の在り方

- ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]
- ・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施(~平成33年度)[競馬・モーターボート]
- ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入(平成32年度)[競馬・モーターボート]
- アクセス制限 ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入(平成31年度)[ぱちんこ]
- ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討(~平成33年度)[ぱちんこ] 施設内の取組
 - ・18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化(平成31年度)[ぱちんこ]

 - ・施設内・営業所内のATM等の撤去等 (平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]

相談・治療に つなげる取組

依存症対策の

体制整備

治療支援

民間団体支援

・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

[公営競技:平成33年度までの支援開始を目指す/ぱちんこ:31年度に開始、実績を毎年度公表] ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成(民間団体の初回利用料・初診料負担)の拡充の検討に着手(平成31年度~)[モーターボート]

・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備(~平成33年度)[競馬・モーターボート]

・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表(平成31年度~)[ぱちんこ]

・第三者機関による立入検査の実施(平成31年度~)、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化(~平成33年度)[ぱちんこ]

・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援(平成31年度~)[厚労省]

|| 相談·治療·回復支援:基本法第16~19条関係

・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備(平成32年度目途) [厚労省]

・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁]

相談支援 ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化(平成31年度~)[消費者庁]

・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応(平成31年度~)[金融庁・法務省]

・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成(平成31年度~)[法務省]

・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備(平成32年度目途)[厚労省]

・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討(平成31年度~)[厚労省]

・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進(平成31年度~)[厚労省]

・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲)(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]

・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援(平成31年度~)[厚労省]

・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援(平成31年度~)[法務省] 社会復帰支援

・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援(平成31年度~)[法務省]

Ⅲ 予防教育·普及啓発:基本法第14条関係

・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発(平成31年度~) [厚労省]

- ·特設ページ·SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進(平成31年度~) [消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進(平成31年度~)[文科省]
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発(平成31年度~)[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進(平成31年度~) [厚労省]

Ⅳ 依存症対策の基盤整備:基本法第20・21条関係

各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁]

連携協力体制 の構築

(専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター 司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健 総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)(平成31年度~)

・医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省](平成31年度~)

人材の確保

・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成[厚労省]

・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成(平成31年度~)[法務省]

V 調査研究:基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及(平成31年度~)[厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究(平成31~33年度)[競馬・モーターボート]

VI 実態調査:基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握(平成32年度) [厚労省]
- 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施(~平成33年度)[消費者庁]
- 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]
- ·ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査(平成31年度~)[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施(平成31年度~) [金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化(平成31年度~)[警察庁]

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。
 - (1) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に関すること
- (2) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理、評価に関する

こと

- (3) ギャンブル等依存症対策の取組みの連携に関すること
- (4) アルコールや薬物、その他依存症対策との連携に関すること
- (5) その他、ギャンブル等依存症対策に関する必要な事項

(構成員)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから選定した者をもって構成する。
 - (1) ギャンブル等依存症に関する医療分野
- (2) ギャンブル等依存症に関する相談支援、社会復帰支援分野
- (3) 司法分野
- (4) 教育分野
- (5) 行政
- (6) 警察
- (7) 学識経験者
- (8) 民間支援団体
- (9) 関係事業者
- (10) 当事者·家族
- (11) その他精神保健医療担当課長が適当と認める者
- 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選任し、副会長は構成員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

- 第6条 協議会は、必要に応じて、部会を設けることができる。
- 2 部会は、部会に係る事項に関連する構成員及び構成員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。
- 3 部会に、部会員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。